

令和7年度
自己点検・評価報告書
(令和6年度の活動報告)



青森中央短期大学

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	11

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕	14
〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕	21
〔テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証〕	25

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕	31
〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕	49

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕	63
〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕	71
〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	76
〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕	79

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕	86
〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕	88
〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕	90

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

< 学校法人青森田中学園の沿革 >

昭和 21 年	学校法人青森田中学園創立・青森珠算簿記学院（現 青森中央経理専門学校）並びに青森裁縫学院（現 青森中央文化専門学校）創立
昭和 31 年	学園創立 10 周年記念・円型校舎竣工（橋本校地）
昭和 41 年	学園創立 20 周年記念 ラ・ペーの像建立（神田校地）
昭和 45 年	青森中央女子短期大学家政学科設置・1 号館竣工
昭和 46 年	青森中央女子短期大学附属幼稚園設置
昭和 49 年	青森中央短期大学並びに青森中央短期大学附属幼稚園に改称 青森中央短期大学家政学科被服専攻、食物栄養専攻に分離し、幼児教育学科を設置・2 号館竣工
昭和 51 年	学園創立 30 周年記念・バイオレットカラーの円型校舎増築落成
昭和 53 年	青森中央短期大学家政学科被服専攻を家政専攻に変更 家政学科に図書館司書・学校図書館司書教諭の課程を設置
昭和 55 年	青森中央短期大学開学 10 周年 青森中央短期大学附属幼稚園を青森中央短期大学附属第一幼稚園に改称 青森中央短期大学附属第二幼稚園設置
昭和 56 年	青森中央短期大学附属第三幼稚園設置
昭和 57 年	青森中央短期大学幼児教育学科に司書課程を設置
昭和 58 年	青森中央短期大学家政学科・幼児教育学科に社会福祉主事任用資格課程を設置 こぶし会館（4 号館）竣工
昭和 59 年	学園創立 40 周年記念館・瑞力館（3 号館）竣工
昭和 61 年	青森中央短期大学経営情報学科棟（5 号館）竣工
昭和 62 年	青森中央経理専門学校・青森中央文化専門学校橋本校地より神田校地へ移転 青森中央短期大学経営情報学科設置
昭和 63 年	青森中央短期大学家政学科の専攻課程の廃止に伴い食物栄養専攻を食物栄養学科に変更 青森中央短期大学専攻科福祉専攻設置・6 号館竣工
平成 元年	青森中央短期大学 全学科に秘書士課程を設置 青森中央短期大学開学 20 周年
平成 2 年	学園創立 50 周年記念・浅虫校地の拡充・野外教育活動用地の取得
平成 8 年	青森中央学院大学設置計画の発表 青森中央学院大学経営法学部経営法学科設置
平成 10 年	新校舎（本部棟）・国際交流会館（8 号館）・図書館棟・プール棟竣工 青森中央短期大学 経営情報学科廃止（改組転換）
平成 11 年	青森中央短期大学 食物栄養学科にフードスペシャリスト課程を設置

青森中央短期大学

平成 12 年	青森中央短期大学開学 30 周年 幼児教育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置 専攻科福祉専攻に生きがい情報士課程を設置
平成 14 年	学術交流会館（9 号館）竣工 野球場、サッカー場、陸上競技場完成
平成 15 年	青森中央短期大学 幼児教育学科を幼児保育学科に変更
平成 16 年	青森中央学院大学大学院設置・青森中央学院大学地域マネジメント研究所開設
平成 17 年	青森中央短期大学 食物栄養学科に栄養教諭課程、フードサイエンティスト課程を設置
平成 18 年	学園創立 60 周年・青森中央短期大学 看護学科設置（入学定員 80 人 3 年制） 看護棟（7 号館）竣工
平成 19 年	創立者 理事長 久保豊 逝去 新理事長に学園法人本部長 石田憲久 就任 総合運動場拡張用地の取得・整備
平成 20 年	創立者 学園長 久保ちる 逝去 新学園長に青森中央短期大学学長 久保薫 就任 青森中央学院大学開学 10 周年 青森中央短期大学が平成 20 年度第三者評価の結果「適格」と認定 （財団法人短期大学基準協会）
平成 21 年	青森中央学院大学が平成 21 年度機関別認証評価の結果「適格」と認定 （財団法人日本高等教育評価機構）
平成 22 年	青森中央短期大学開学 40 周年
平成 24 年	認定こども園青森中央短期大学附属第一幼稚園に認定 認定こども園青森中央短期大学附属第三幼稚園に認定 青森中央文化専門学校服飾一般課程の廃止
平成 25 年	認定こども園青森中央短期大学附属第二幼稚園に認定
平成 26 年	青森中央学院大学経営法学部経営法学科（入学定員 175 人）の入学定員を 150 人に変更 青森中央学院大学看護学部看護学科設置（入学定員 80 人） 青森中央短期大学看護学科募集停止
平成 27 年	青森中央短期大学が平成 27 年度第三者評価の結果「適格」と認定 （一般財団法人短期大学基準協会）
平成 28 年	学園創立 70 周年 青森中央学院大学が平成 28 年度機関別認証評価の結果「適格」と認定 （公益財団法人日本高等教育評価機構）
平成 29 年	新サッカー場完成
平成 30 年	青森中央学院大学開学 20 周年 青森中央学院大学看護学部別科助産専攻設置（入学定員 5 人） 第 2 体育館（10 号館）、屋内練習場（11 号館）竣工
平成 31 年	学園展示コーナー +C（プラスシー）完成
令和 2 年	青森中央短期大学開学 50 周年
令和 4 年	学園長 久保薫 逝去

青森中央短期大学

令和 4 年 青森中央短期大学が令和 4 年度認証者評価の結果「適格」と認定
(一般財団法人大学・短期大学基準協会)

< 青森中央短期大学の沿革 >

昭和 45 年 青森中央女子短期大学家政学科 (入学定員 100 人) 設置

昭和 49 年 青森中央短期大学に改称 (家政学科被服専攻[入学定員 20 人]、食物栄養
専攻[入学定員 30 人]に専攻分離し、幼児教育学科[入学定員 50 人]を設置)

昭和 53 年 青森中央短期大学家政学科被服専攻を家政専攻に変更
家政学科に図書館司書・学校図書館司書教諭の課程を設置

昭和 55 年 青森中央短期大学開学 10 周年

昭和 57 年 幼児教育学科に司書課程を設置

昭和 58 年 家政学科・幼児教育学科に社会福祉主事任用資格課程を設置

昭和 63 年 青森中央短期大学経営情報学科 (入学定員 100 人) 設置
青森中央短期大学家政学科の専攻課程廃止に伴い、食物栄養専攻を食物栄養学科
に変更

平成 元年 青森中央短期大学専攻科福祉専攻 (入学定員 20 人) 設置
全学科に秘書士課程を設置

平成 2 年 青森中央短期大学開学 20 周年

平成 11 年 青森中央短期大学 経営情報学科廃止 (改組転換)
食物栄養学科にフードスペシャリスト課程を設置

平成 12 年 青森中央短期大学開学 30 周年
幼児教育学科にレクリエーション・インストラクター課程を設置
専攻科福祉専攻に生きがい情報士課程を設置
食物栄養学科入学定員 30 人を 60 人へ変更

平成 15 年 幼児教育学科を幼児保育学科に変更・入学定員 50 人を 80 人へ変更

平成 17 年 食物栄養学科に栄養教諭課程、フードサイエンティスト課程を設置
幼児保育学科入学定員 80 人を 100 人へ変更

平成 18 年 青森中央短期大学看護学科 (入学定員 80 人 3 年制) 設置

平成 20 年 平成 20 年度第三者評価の結果「適格」と認定 (財団法人短期大学基準協会)

平成 22 年 青森中央短期大学開学 40 周年

平成 24 年 青森中央短期大学専攻科福祉専攻 (入学定員 20 人) の入学定員を 25 人に変更
青森中央短期大学看護学科募集停止 (改組転換)

平成 27 年 平成 27 年度第三者評価の結果「適格」と認定 (一般財団法人短期大学基準協会)

令和 2 年 青森中央短期大学開学 50 周年

令和 4 年 令和 4 年度第三者評価の結果「適格」と認定 (一般財団法人大学・短期大学基準協会)

令和 5 年 幼児保育学科入学定員 100 人を 70 人へ変更

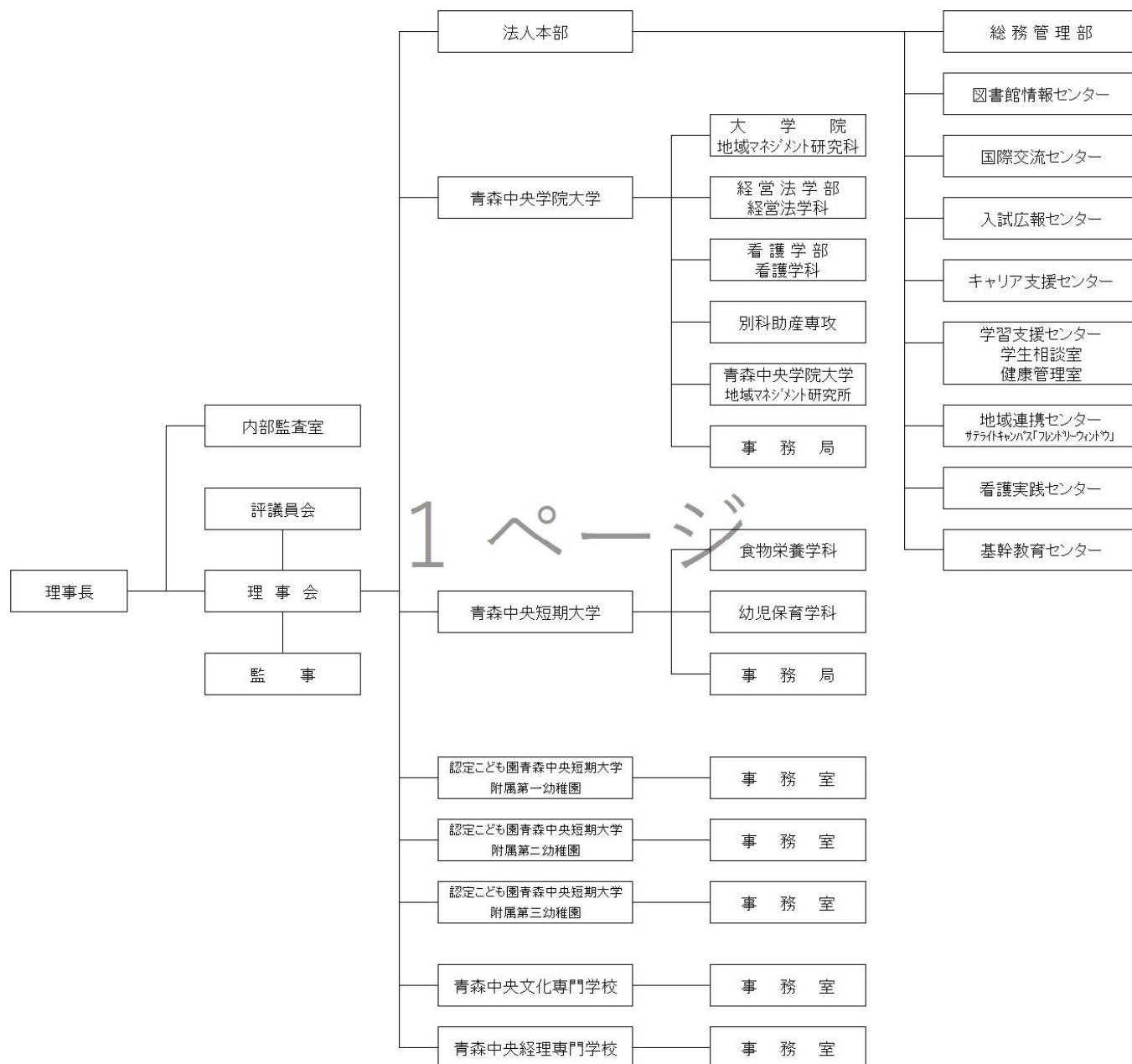
令和 7 年 青森中央短期大学専攻科福祉専攻廃止
食物栄養学科入学定員 60 人を 40 人へ変更
幼児保育学科入学定員 70 人を 35 人へ変更

(2) 大学設置法人青森田中学園の概要（令和 7 年 5 月 1 日現在）

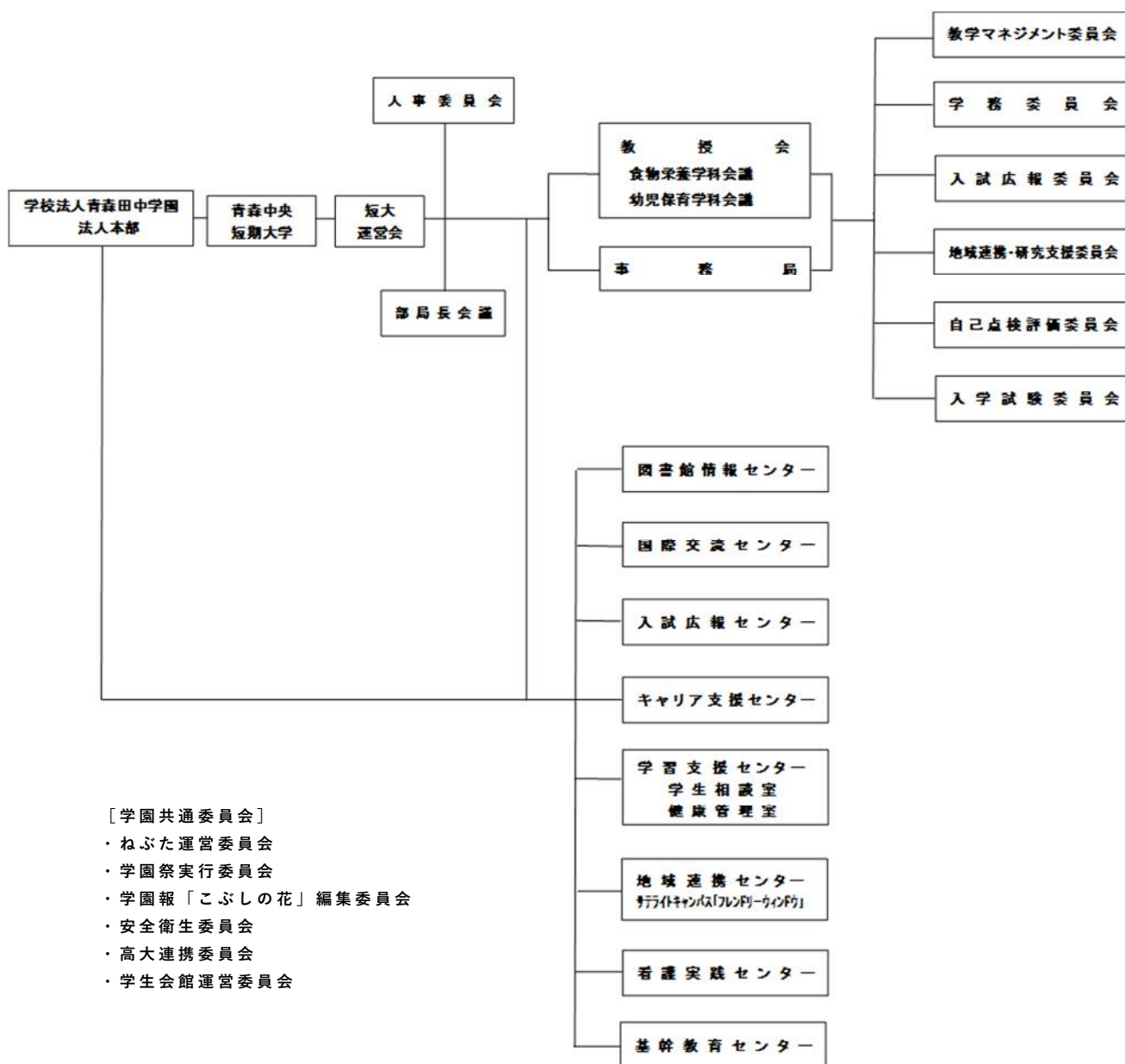
教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
青森中央短期大学	青森県青森市横内字神田 12	75	205	153
認定こども園 青森中央短期大学 附属第一幼稚園	青森県青森市野尻字今田 108	—	125	109
認定こども園 青森中央短期大学 附属第二幼稚園	青森県青森市三内字丸山 16	—	125	114
認定こども園 青森中央短期大学 附属第三幼稚園	青森県青森市原別字袖崎 9	—	105	91
青森中央学院大学	青森県青森市横内字神田 12	250	1,025	957
青森中央学院大学 大学院	青森県青森市横内字神田 12	10	20	19
青森中央文化専門学校	青森県青森市横内字神田 12	20	40	23
青森中央経理専門学校	青森県青森市横内字神田 12	20	40	27

(3) 大学設置法人・大学の組織図

① 学校法人青森田中学園組織図（令和7年5月1日現在）



② 青森中央短期大学組織図（令和 7 年 5 月 1 日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

① 青森市の人口動態（令和３年～令和７年）

青森市の人口は約 27 万人であるが年々減少している。死亡数が出生数を上回っているうえに転出超過であるため、自然増減数および社会増減数ともにマイナスとなっている。

基準日 4 月 1 日 （単位：人、世帯）

区分	人 口				世帯数	備考
	男	女	総数	増減数		
令和 3 年	128,645	147,694	276,339	△2,625	137,018	
令和 4 年	127,032	145,720	272,752	△3,587	136,781	
令和 5 年	125,562	143,533	269,095	△3,657	136,490	
令和 6 年	123,604	141,469	265,073	△4,022	136,059	
令和 7 年	121,797	139,430	261,227	△3,846	135,728	

② 学生の入学動向（令和２年～令和６年）

本学の在学学生は、県内出身者が約 90%を占めている。県外出身者のほとんどが岩手県と秋田県の出身である。両県に 1 名ずつ進学アドバイザーを配置し、進学相談会や高校訪問を積極的に行っている。平成 30 年度からは函館市にも進学アドバイザーを配置し、北海道からの入学者の確保も目指している。

〈食物栄養学科〉

年度 地域	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
青森	37	84.2	55	91.6	38	92.7	45	91.8	30	76.9
岩手	3	6.8	3	5.0	2	4.9	3	6.1	6	15.4
秋田	2	4.5	1	1.7	1	2.4	1	2.0	1	2.6
他	2	4.5	1	1.7	0	0	0	0	2	5.1

〈幼児保育学科〉

年度 地域	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
青森	49	89.1	54	94.7	45	90.0	36	90.0	38	95.0
岩手	2	3.6	1	1.8	5	10.0	1	2.5	1	2.5
秋田	4	7.3	2	3.5	0	0.0	3	7.5	1	2.5

[注]

- ☐ 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- ☐ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- ☐ 評価する前年度の令和 5 年度を起点に過去 5 年間。

③ 地域社会のニーズ

本県では 18 歳人口が減少し、それに伴い年々入学者も減少傾向にある。しかし本学では 2 年で学位取得が可能で学費も抑えられること、社会貢献度の高い免許・資格の取得が可能で就職に有利であることから、地域のニーズは今後も維持されていくと考えている。

食物栄養学科は栄養士養成課程を中心にフードスペシャリスト課程やフードサイエンティスト課程、栄養教諭二種課程など、幅広く資格を取得できるよう科目を配置している。青森県の「平均寿命全国最下位」という問題を、「食生活・食習慣」の視点から解決できる人材を育成することが、本学食物栄養学科の責務である。

青森県は、出生数は減少しているものの、核家族化や共働き世帯の比率の増加により、認定こども園のニーズが高まっている。この期待に応えるために、本学は幼児保育学科に保育士養成課程、幼稚園教諭二種課程を設置し、認定こども園で必要とされる「保育教諭」を養成する機関として地域に求められ続けるものと自負している。

④ 地域社会の産業の状況

青森県は農業・漁業などの第一次産業が主力であり、全国平均と比べても第一次産業の就業者数は多く、その比率は高い。反対に、製造業・建築業・工業などの第二次産業に携わる就業者数は少なく、その比率は低い。

本学が位置する青森市は県庁所在地であり、中核市に指定されている。北東北における商業流通拠点都市として発展し、県内における優位性を保っているが、本市商業を取り巻く環境は、商圈の拡大と分散、都市間競争の激化などによって、非常に厳しいものがある。

平成 28 年 3 月に、新幹線は青函トンネルを経て新函館北斗駅まで開通した。令和 12 年度（2030 年度）末には、函館から札幌までが開通することから、青森県が本州と北海道をつなぐ重要な経路地となることは確実で、交流人口の増加が見込まれる。

⑤ 短期大学所在の全体図

青森市は青森県の中央に位置し、面積は 824.61 km²である。北は青森湾に面し、南部から東部にかけては奥羽山脈の北端部にあたる八甲田山・東岳山地の山々が連なる。隣接する市町村には、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、東津軽郡平内町、蓬田村、南津軽郡藤崎町、北津軽郡板柳町、上北郡七戸町がある。

本学は、青森市街地と十和田湖を結ぶ国道 103 号線沿いにキャンパスを構えている。この通り沿いは土地開発が進み、ここ十数年で急速に発展を遂げてきた。JR 青森駅から公共交通機関（バス）を利用し 25 分「青森中央学院大学前」停留所で下車、徒歩 3 分に位置し、東北自動車道「青森中央インターチェンジ」（車で 5 分）、青森空港（車で 20 分）からも近く、交通の便に恵まれている。



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
イ) 人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、短期大学設置基準の規定にのっとり、学科ごとに学則等に定めていないという問題が認められた。 ロ) 学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 73 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。
(b) 対応状況
イ) 機関別評価結果の判定までに、学科ごとに学則に教育目的を定めた。 ロ) 機関別評価結果の判定までに、学則第 73 条に学生の懲戒の手続に関する文言を追加し、規程を整備した。
(c) 成果
「教育の効果」、「リーダーシップとガバナンス」について、評価基準をクリアし、より一層の教育の質保証並びに管理運営に取り組むことができるようになった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
(機関別評価結果 向上・充実のための課題より) イ) 学修成果を明記した各学科の卒業認定・学位授与の方針を策定しているものの、同方針と学修成果を同一のものと認識しているため、卒業認定・学位授与の方針については学習成果の獲得をもって学位を授与するという基本方針を示し学内で共通理解を図るとともに、学外に周知することが望まれる。 ロ) 学生がその科目を受講した場合に、どのような知識や技術が得られるか、また、どんなことが理解できるようになるかがわかりやすいように、修得できる学習成果を明確にするとともに、できれば具体的にシラバスに明記することが望ましい。
(b) 対応状況
イ) 学修成果を明確にするため、令和 6 年度に新たな三つの方針及び学修目標・学修成果を策定した。 ロ) ディプロマ・ポリシーとの関連をシラバスに明記していたが、今後はより具体的な成果を記載していくよう改善し、上記策定と並行して検討していく予定である。

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 6（2024）年度）

本学における公的資金は「青森中央短期大学における研究費等の取扱いに関する規程」「学校法人青森田中学園公益通報等に関する規程」により適正に管理されている。

■ 本文記載文言に対する特記事項

「評価校マニュアル」に記載されている以下の文言は、文中において本学に適合した文言に変更して記載している。

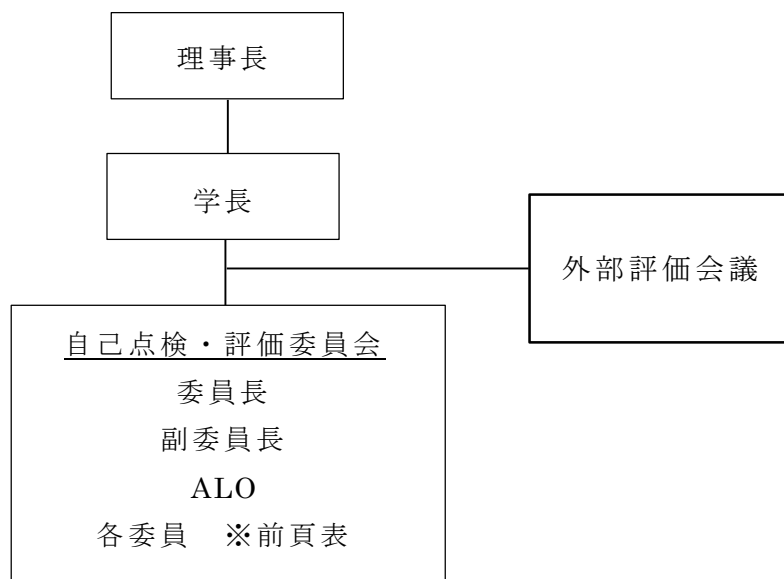
評価校マニュアル記載文言	本学で使用している文言
学習成果	学修成果

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（令和7年5月1日現在）

構 成 員	
委員長 山田 順子	青森中央短期大学学長、教学マネジメント委員会委員長、入学試験委員会委員長
副委員長 宮田 篤	食物栄養学科教授、ALO
副委員長 鈴木 寛康	幼児保育学科教授、地域連携・研究支援委員会委員長
清澤 朋子	食物栄養学科教授、学科長
前田 美樹	幼児保育学科教授、学科長
棟方 秀和	食物栄養学科教授、教学マネジメント委員会副委員長
兼平 友子	幼児保育学科准教授、学務委員会委員長
木村 貴子	幼児保育学科准教授、入試広報委員会委員長、入学試験委員会副委員長
櫻庭 肇	法人本部長
石田 壮平	事務局長
青島 満幸	総務管理部長
石田 智久	事務局次長（学事担当）
寺井 和夫	事務局次長（研究支援・地域連携担当）
柿崎 雅美	事務局キャリア支援課長
舘山 新	事務局財務経理・労務課長
野呂 竜二	事務局入試広報課長、学長補佐
石田 光	事務局企画課長
工藤 由佳子	事務局学務課長、ALO 補佐

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

青森中央短期大学は、「自己点検・評価委員会」を組織し、同委員会規程に基づき自己点検・評価を実施している。

同委員会では、全学的な課題を共有・点検するために、本学独自の自己点検チェックシートを用い、各部門の年間計画が自らのPDCAを通して絶えず改善・改革を意識して遂行されているかを確認している。

各部門長はMicrosoft Teams上で随時チェックが可能な体制を整えており、年度末のチェックに対しては全部門長に共有され、Microsoft Formsを活用して他の部門に対する意見も取りまとめている。取りまとめた意見は、全部門長に共有するとともに、学長より次年度の年間計画に反映されるための参考として活用され、教職員が参画したPDCAを実現している。

また、本学は外部評価を毎年度受けており、本学の教育目標・三つの方針に基づく人材育成が、地域・社会の要請に応えているかを確認している。

自己点検・評価報告書は毎年、自己点検・評価委員会が中心となってまとめ、全教職員に配布・配信するとともにホームページで外部に公表している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録
(令和6(2024)年度～令和7(2025)年度前期まで)

年月日	会議名	主な議題等
令和6年4月25日	令和6年度第1回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書作成スケジュールの詳細確認
令和6年5月30日	令和6年度第2回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書の進捗状況確認
令和6年6月27日	令和6年度第3回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書の進捗状況確認
令和6年8月1日	令和6年度第4回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書の進捗状況およびスケジュールの詳細確認
令和6年8月29日	令和6年度第5回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書の校正完了報告 ・自己点検チェックシートの作成依頼
令和6年9月26日	令和6年度第6回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書の公開報告
令和6年10月31日	令和6年度第7回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシート作成スケジュールの確認
令和6年11月28日	令和6年度第8回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシートの更新依頼
令和6年12月26日	令和6年度第9回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシートの更新依頼
令和7年1月30日	令和6年度第10回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシートの更新依頼
令和7年2月27日	令和6年度第11回 自己点検・評価委員会	・自己点検チェックシートへの提案・意見募集状況報告
令和7年4月24日	令和7年度第1回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書作成スケジュール確認
令和7年5月29日	令和7年度第2回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書の進捗状況確認
令和7年6月26日	令和7年度第3回 自己点検・評価委員会	・自己点検・評価報告書の進捗状況確認
令和7年7月31日	令和7年度第4回 自己点検・評価委員会	・部局長メンバーによる自己点検・評価報告書の確認
令和7年8月28日	令和7年度第5回 自己点検・評価委員会	・部局長メンバーによる自己点検・評価報告書の最終確認

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

青森中央短期大学の建学の精神は、「愛あれ、知恵あれ、真実（まこと）あれ」であり、それに基づき教育理念は、価値観の多様性を理解する「豊かな人間性」と自立して生きていくために必要な「実学」を身につけることとしている。本学を設置する学校法人青森田中学園の教育理念が、実学と豊かな人間性の育成としているのは、創立者久保豊前理事長と久保ちゑ前学園長が、「青森珠算簿記学院」と「青森裁縫学院」を設立した昭和 21 年に遡る。戦後の混乱期で、青森市も焼け野原となり、住む家もなく、どのように家族を養い、未来に希望を持って生きていけるのか憂慮していた。そのような中、まずは手に職をつけて生活の自立をはかること、貧しいながらも豊かな心を育んでいくことが最も大切であると考え、これらを教育の理念に掲げたのである。生活の自立を可能とする知識や技術を身につけるだけでなく、それを実社会において使いこなせる術をもって真の知恵が備わったといえる。そして、その知識や技術は、尊敬や思いやりの心で他者を尊重する寛容さがあってはじめて活かされる。これらが調和してこそ、いつの時代にあっても、いかなる状況におかれても、自分を見失うことなく、自らが進むべき真の道を切り開いていくことができる。この理念は確固たるアイデンティティを持ち、自分らしく社会貢献ができる人材の育成として現在まで引き継がれている。特に周年記念誌や学園広報誌を定期的に発行し、創立時の理念を再確認している。

本学は、この建学の精神のもとに教育の目的を定め、学則第 1 条に「本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高度の一般教養と専門の学術技能を教授研究し、健全にして情操豊かな良識ある社会人を育成することを目的とする」と明記している。

建学の精神に含まれる概念は抽象的であるため、現代社会に合わせた表現方法を検討し、「愛あれ」からは「溢れんばかりの情熱（Passion）の発揮」、「知恵あれ」からは「確固たる能力（Competency）の獲得」、「真実あれ」からは「社会全体の幸せ（Well-being）の達成」を引き出した。一言で表現すれば、「情熱と能力をもって、社会の幸せの達成をめざす」となる。人、自然、文化、伝統、地域に対して関心を持ち、

それらを深く理解し、地域社会が最善の状態で持続していけるように、修得した知恵を時代の要請に応じて発揮できる人材を育成することは、青森を愛し、青森のために学び得た専門性を発揮できる人材を育成することである。これらをまとめて本学の将来ビジョンを「情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学」と掲げている。

【青森中央短期大学将来ビジョンロゴマーク】



以上のように建学の精神は、本学の教育理念および将来ビジョンを明確に示しており、その内容は、教育基本法、私立学校法に基づいた公共性を有している。また、年度始めの青森中央短期大学教員研修会において、教育基本法ならびに私立学校法を確認し、全教員に対し「公共性」に対する共通理解を図っている。

教育研究上の目的に関するこれらの情報は、学校教育法施行規則第 172 条の二項に基づき、学生便覧に以下のように記載し、また本学のホームページにも記載し、学内外に公表している。

建学の精神

愛あれ、知恵あれ、真実あれ

教育理念

青森中央短期大学は、価値観の多様性を理解する「豊かな人間性」と自立して生きていくために必要な「実学」を身につけることを教育理念とします。

将来ビジョン

情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学

教職員に対しては、年度始めの短期大学教員研修会の中で、学長による建学の精神、教育理念、本学の使命を確認する講話を実施している。学生に対しては、入学式・新入生オリエンテーションなどの際に実施する学長講話、学園創立記念行事、学位記・修了証書授与式などの学校行事での学長あいさつでも建学の精神に触れている。これらの手段により、建学の精神に触れる機会も多く、学内において建学の精神が共有されている。

建学の精神は校舎玄関口やエレベーターホールなどに提示して日頃から学生が目にする事ができるように環境を整備するとともに、オープンキャンパス、入学前学習会、

教育懇談会、青森中央短期大学パンフレットなどにおいても、本学入学希望者、保護者等および非常勤教員に向けて本学の教育・研究活動の基盤となる建学の精神・教育理念・将来ビジョンを説明している。

建学の精神を表した学園のシンボルマークを建築物、印刷物などにも取り入れ、学内外に表明している。

【青森田中学園のシンボルマーク】



建学の精神の英語表記 Love, Wisdom, Truth と学園創立年 1946 年（昭和 21 年）を表しています。
中央は校章にも使われている こぶしの花と雪の結晶です。

本学では、部局長会議や教授会において、建学の精神が社会構造、価値観の変化の中で普遍的に通用するのか、また具現化する上で、どのように解釈すべきかを定期的に確認している。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業については、主として地域連携・研究支援委員会の所管として実施している。

本学の公開講座は、公益財団法人青森学術文化振興財団から一部助成を受けて実施している。令和 6 年度は 8 件の公開講座を実施した。

No	開催日	講座名	講 師	連携団体
1	7 月 27 日	オレの離乳食①	森山 洋美 長瀬 和彦	青森学術文化振興財団
2	10 月 6 日	オレの離乳食②	森山 洋美 長瀬 和彦	青森学術文化振興財団
3	10 月 19 日	造形教室めてお①	木戸 永二	
4	11 月 2 日	造形教室めてお②	木戸 永二	
5	11 月 2 日	いのちを守る防災意識 ～今日から始める災害への備え～	高荷 智也	青森学術文化振興財団
6	11 月 23 日	造形教室めてお③	木戸 永二	
7	12 月 7 日	造形教室めてお④	木戸 永二	

8	1月25日	オレの離乳食③	森山 洋美 向井 庸一	青森学術文化振興財団
---	-------	---------	----------------	------------

本学では、県内各地の教育機関、福祉施設等へ、本学教員を講師として派遣する出前講座を実施しており、令和6年度は27件の出前講座を実施した。

No	開催日	派遣先	テーマ	講師
1	4月24日	青森県立青森商業高等学校	【高大連携】青森県産品・郷土料理を活用した弁当の開発に向けて	池田 友子
2	6月1日	弘前市上松原町会	介護ロボットってなんだろう	齋藤 雅美
3	6月8日	あおもりハイランドガーデン	介護ロボットってなんだろう	齋藤 雅美
4	6月8日	あおもりハイランドガーデン	異文化に触れよう～異文化理解教育～	兼平 友子
5	6月15日	弘前市上松原町会	介護ロボットってなんだろう	齋藤 雅美
6	6月17日	勝田三思園	歌って健康！歌声"出前"喫茶～懐かしいあの曲を聴いて歌って楽しみましょう～	木村 貴子
7	6月20日	青森県立青森第二養護学校	楽しく遊ぼう！～音楽レクリエーション～	木村 貴子
8	6月22日	弘前市上松原町会	介護ロボットってなんだろう	齋藤 雅美
9	7月10日	三思園	歌って健康！歌声"出前"喫茶～懐かしいあの曲を聴いて歌って楽しみましょう～	木村 貴子
10	7月28日	青森市北部地区農林環境完全センター	造形ワークショップ（音で遊ぼう！メガホンもどき作り）	木戸 永二
11	8月21日	裾野なかよし会	まずは身体で音楽しよう！	前田 美樹
12	8月26日	中央市民センター	食中毒を防ごう	清澤 朋子
13	9月3日	青森県立青森北高等学校	【高大連携】健康的な食生活のポイント	後藤 恵
14	9月13日	青森県立青森南高等学校	【高大連携】探究学習サポート「食育について」	森山 洋美
15	9月13日	中央市民センター	歌って健康！歌声"出前"喫茶～懐かしいあの曲を聴いて歌って楽しみましょう～	木村 貴子
16	9月25日	青森市役所	幼児期に伸ばしたい調整力	鈴木 寛康
17	9月26日	居宅介護支援事業所ふたば	フレイル予防－元気でイキイキ過ごすための食事－	森山 洋美

18	10月23日	五戸町教育委員会	歌って健康！歌声"出前"喫茶 ～懐かしいあの曲を聴いて歌 って楽しみましょう～	木村 貴子
19	10月27日 10月30日	青森県立北斗高等学校	異文化に触れよう～異文化理 解教育～	兼平 友子
20	11月6日	認定こども園百石幼稚園	ミニコンサート～ピアノやヴァイ オリンの名曲を楽しみましょう～	前田 美樹 前田 一明
21	12月2日	認定こども園第二青森幼稚園	楽しく遊ぼう！～音楽レクリ エーション～	木村 貴子
22	12月6日	中央市民センター	健康な食事ってどんなもの？	白取 敏江
23	12月20日	勝田三思園	ミニコンサート～ピアノやヴァイ オリンの名曲を楽しみましょう～	前田 美樹 前田 一明
24	12月24日	三思園	ミニコンサート～ピアノやヴァイ オリンの名曲を楽しみましょう～	前田 美樹 前田 一明
25	2月19日	サングループホーム 横内	楽しく遊ぼう！～音楽レクリ エーション～	木村 貴子
26	2月21日	青森県立青森中央高等学校	健康な食事ってどんなもの (高校生対象)	白取 敏江
27	3月28日	弘南バス株式会社	職場の接遇のマナー～周辺言 語を使いこなそう～	宮田 篤

また、本学独自の取り組みとして、「食育」をテーマとした「食育講座」を実施しており、令和6年度は5件の食育講座を実施した。

No	開催日	派遣先	テーマ	講師
1	6月10日	青森市教育委員会	学校、家庭、地域が連携した食育	木村 亜希子
2	6月13日	十和田地区保育研究会給食部会	口腔内の育ちと食事形態について	森山 洋美
3	7月23日	石川こども園	食べ物の消化について学ぶ	森山 洋美
4	9月20日	野辺地町食生活改善推進委員会	食育を行うポイントについて学ぶ（調理実習を含む）	池田 友子
5	2月17日	こども園青い鳥	バランスの良い食事について	後藤 恵

本学は SDGs (Sustainable Development Goals) も推進しており、この取り組みは、17 のゴール（目標）のうちの「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」を掲げ、活動している。

正課授業の開放については、科目等履修制度及び聴講生制度を設けており、一般の方に対しても講義を受講する機会を提供している。

地域・社会の地方公共団体等との連携事業については、下記の内容で連携協定を締結し、連携事業を実施している（学校法人青森田中学園との協定を含む）。

No	協定先	協定内容	令和 5・6 年度の実績
1	青森県立図書館	連携・協力に関する協定	・ 図書の相互貸借 ・ 蔵書検索システムのネットワーク化 ・ 定期便の運行
2	青森市内 6 大学	青森地域大学間連携協定	・ 単位互換の実施 ・ FD、SD の公開 ・ 学生の連携活動の支援
3	青森県立 青森中央高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施
4	青森市横内町会	連携・協力に関する協定	・ 定期協議会の実施 ・ 地域の行事への学生参加 ・ まちづくり協議会の運営
5	青森市	包括的な連携に関する協定	・ まちなかフィールドスタディへの参加 ・ 定期的な協議会の開催 ・ 学内での期日前投票所の開設
6	NPO 法人 青森 県消費者協会	連携に関する協定	・ 学生に対する消費者講座の実施 ・ 消費者講座への講師派遣
7	青森市	災害時における避難所等 施設としての使用に関する 協定書	・ 協定書の締結
8	青森明の星短期 大学	大学間包括連携に関する 協定	・ 共同 FD の開催
9	青森市	青森市内高等教育連携機 関と青森市との包括連携 に関する協定書	・ 青森市産官学連携プラットフォーム事業
10	青森商工会議所	連携・協力に関する協定	・ 中心市街地活性化協議会事業への協力
11	青い森信用金庫	連携協力協定	・ 施設の相互利用

12	青森県立 大湊高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施
13	五所川原商業 高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施
14	青森県立 木造高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施
15	日清医療食品株 式会社北東北支 店	キャリア教育・キャリア 支援に関する連携協定	・ キャリア支援プログラムの実施
16	協同組合青森総 合卸センター	包括連携協力協定	・ 企業セミナーの実施
17	青森県立三沢商 業高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施
18	青森県立青森北 高等学校	高大連携に関する協定	・ 高大連携プログラムの実施
19	東北町	包括的な連携に関する協 定	・ 絵本読み聞かせ
20	西九州大学短期 大学部	包括的連携・協力に関す る協定	・ 合同 FD 研修会 ・ 交流授業

その他、青森県からの委託を受けた、あおもり食育サポーター事務局の運営、青森県内の大学短期大学と連携して実施している「あおもり食育検定」の事務局運営、青森県内のイオンでの本学学生開発レシピによる産学官コラボ弁当の販売など、多様な地域連携活動を展開している。

本学では学長裁量経費として「地域活動費」を設け、積極的な地域活動を推奨している。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学は建学の精神を確立しており、今後も様々な媒体を介して、学生および教職員へより一層の浸透を図っていく。

高大連携に関しては、各高校のニーズに対応して実施し好評であったが、新規の協定校については初めての企画内容であったため、高校側が本学に求めている内容が漠然としていた。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

本学は、令和6年度私立大学等改革総合支援事業（文部科学省）のタイプ3（地域社会への貢献）の地域連携型、プラットフォーム型に選定されている。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

大学設置基準第 2 条に基づき、学則第 1 条には本学の教育研究上の目的として「高度の一般教養と専門の学術技能を教授研究し、健全にして情操豊かな良識ある社会人を育成する」と明記されている。各学科の人材養成に関する目的は建学の精神に基づき、学則第 1 条第 2 項並びに第 3 項に明示している。

教育目的

【食物栄養学科】

食物栄養学科は、栄養士を栄養学に関する知識や技能をツールとして社会の発展（人びとの健康の維持・増進）に貢献する専門的職業人と位置づけ、「根拠に基づきながらも対象者によりそった栄養の指導と給食の提供を実践できる栄養士」を育成することを目的とする。

【幼児保育学科】

幼児保育学科は、子どもの育ちと社会の幸福を支える専門的職業人として保育者を位置づけ、「自他に対する人間愛を土台として、より善く生きようとする子どもとその保護者の成長を支え社会に貢献する保育者」を育成することを目的とする。

短期大学の三つの方針および学科の教育目的は、学長講話や新生オリエンテーションの際に学生便覧を用いて学生に説明している。父母等に対して学生便覧・ガイダンス資料等を本学ホームページに掲載し周知した。非常勤講師に対しては非常勤講師対象説明会（令和 7 年 1 月 30 日開催）において、本学の基本方針や学科の教育目的およびカリキュラムツリー・カリキュラムマップなどを説明し、シラバスや教育活動に反映させてもらっている。

短期大学の三つの方針および学科の教育目的は、本学のホームページにも掲載し、広く学外に公表している。

学科の教育目的に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応えているか、学科会議や FD 活動において定期的に点検している。地域・社会の要請の変化に応えるために、本学では 5 年周期で学科の教育目的を見直すこととしており、これらが地域・社会の要請に応える人材を輩出する目的となっているかを確認するために、外部評価を受け、意見を聴取している。

【区分 基準 I-B-2 学修成果（Student Learning Outcomes）を定めている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学修成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科の学修成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学修成果を学内外に表明している。
- (4) 学修成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、建学の精神、教育理念、将来ビジョンに基づき、公正かつ厳正な成績評価により学修成果の獲得状況を把握するために、全学的な教育目的・学修目標・学修成果および学科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を学修目標・学修成果とし、次のように定めている。

青森中央短期大学 教育目的・学修目標・学修成果

[令和 6 年度学生便覧 P.4]

1) 教育目的

本学は、高度の一般教養と専門の学術技能を教授研究し、健全にして情操豊かな良識ある社会人を育成することを目的とします。

2) 学修目標

短期大学の教育目的をもとに、短期大学の学修目標を次のように定めます。

- ① 未来を切り開いていくために、物事を複眼的・倫理的に考え、勇気をもって踏み出すことができる
- ② 多様性を尊重し、仲間とともに新たな価値を創造しながら社会の変化に備えることができる
- ③ 社会・自然・芸術・情報・生命に関心を寄せ、専門分野の知識やスキルと組み合わせて、自分の力を惜しむことなく発揮することができる
- ④ 一人ひとりの健康と幸せを基盤とした持続可能な社会を実現するために、主体的に学び続けることができる

3) 学修成果

短期大学の学修目標に基づき、学修成果を次のように定めます。

- ① 倫理の重要性を認識し、物事を倫理的に判断し行動する力
- ② 多様な価値観を受入、良好な人間関係を構築する力
- ③ 知識やスキルを修得し、それらを発揮する力
- ④ 目標を達成するために、自己の能力を主体的に高める力

全学的な教育目的・学修目標・学修成果を基に、学科ごとのディプロマ・ポリシー【学修目標】【学修成果】が定められている構成となっている。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

【食物栄養学科】

[令和 6 年度学生便覧 P.7]

食物栄養学科に在学し、学科授業科目よりコモンベーシックス・リベラルアーツ合わせて12単位以上、専門科目40単位以上を含み、合計62単位以上（卒業必修を含む）を修得した者には、学科の学修目標を達成し、学修成果を獲得したものとして短期大学士（食物栄養学）の学位を授与します。

【学修目標】

- ①栄養士の職域・役割を自覚し、目指す進路の実現に向かって自己の研鑽に努めることができる
- ②専門的技術や知識を追究するとともに他分野の知識を幅広く身につけ、それらを組み合わせることができる
- ③対象者の健やかな食生活の実現に向けて、科学的根拠と高い倫理観に基づき判断し、対象者と信頼関係を築き、課題の解決につなげることができる
- ④社会情勢や食環境の変化を察知し、互いを尊重しながら多様な意見を融合させ、より良い社会を創造することができる

【学修成果】

- ①信頼される職業人として自己を成長させる力
 - ①－1 自己管理能力 ①－2 職業倫理
- ②知識やスキルを活用するための力
 - ②－1 幅広い知識・技能、教養 ②－2 専門的知識・スキル ②－3 情報活用能力 ②－4 論理的思考力
- ③相手によりそい課題を解決する力
 - ③－1 コミュニケーション能力 ③－2 課題解決力
- ④多様な人々と協働し未来を切り拓く力
 - ④－1 課題発見力 ④－2 より良い社会を創造する姿勢 ④－3 チームワーク

【幼児保育学科】

[令和6年度学生便覧 P.17]

幼児保育学科に在学し、学科授業科目よりコモンベーシックス・リベラルアーツ合わせて12単位以上、専門科目40単位以上を含み、合計62単位以上（卒業必修を含む）を修得した者には、学科の学修目標を達成し学修成果を獲得したものとして、短期大学士（幼児保育学）の学位を授与します。

【学修目標】

- ①地域社会の一員として仲間と協働し、自発的に課題に取り組むことができる
- ②文化・芸術・自然を愛することで人間性を高め、多様な価値観を理解することができる
- ③より善い保育の実現に向けて専門的な知識・技能を活用し、子どもの発達と情操の涵養を促すことができる
- ④子どもや保護者の心に寄り添い、社会の幸せのために学び続けることができる
- ⑤必要な情報を精査し、社会に役立てることができる

【学修成果】

学修目標による総合的な学びを通して、8つの学修成果を獲得します。

- ①批判的思考力：複眼的視座により物事を客観的かつ建設的に思考する力

- ②創造的思考力：柔軟な発想で物事を捉え新しいものを創り出す力
- ③多様性の理解：多様な価値観を通して共生の在り方を探求する力
- ④情報活用能力：必要な情報を収集・整理・読解・評価・発信する力
- ⑤省察的实践：実践と省察のサイクルを積み重ねて対象を理解していく力
- ⑥表現力：感性を育み様々な形で対象に伝える力
- ⑦専門的知識・技能：保育の本質と対象を理解しより善い保育を実現する力
- ⑧職業倫理：保育者としての誇りと責任をもち子どもの最善の利益を追求する力

全学的な教育目的・学修目標・学修成果と学科ごとのディプロマ・ポリシーは学生便覧に掲載するとともに、本学ホームページに掲載し、学内外へ表明している。学生に対しては、年度始めの学科別ガイダンスにおいて、ディプロマ・ポリシーに掲げられている学修目標と学修成果を詳しく説明したうえで、「カリキュラムツリー」を活用して 2 年間の学びの過程の理解を深めている。また、カリキュラムツリーに基づき、食物栄養学科と幼児保育学科では、「主要科目習熟度証明」を学期ごとに作成し、学生一人ひとりに、ディプロマ・ポリシーに掲げられている学修目標に対する到達状況をふり返らせている。なお、これらのシートはデジタル化し、共有・保管することで、学修歴の証明としても活用されている。

また、食物栄養学科と幼児保育学科では、学修ポートフォリオを運用し、学科内の Teams で共有している。これにより、学生は学修成果を可視化・蓄積することが可能となり、教員は面談等による学修支援・指導に活用している。

さらに、ディプロマ・ポリシーと各科目との関連性を示したカリキュラムマップをもとに、卒業時に「ディプロマ・サプリメント」を本人用および社会提示用の 2 部発行している。本学の「ディプロマ・サプリメント」は、ディプロマ・ポリシーの達成状況を示したレーダーチャート、取得した免許・資格、アセスメントテストの結果、特別研究（卒業研究）の概要、課外活動および通算 GPA 等を示しており、卒業生自身が自分の強み・弱みを把握することに加え、身につけた学修成果を客観的に社会へ提示できる資料となっている。これにより、本学における学修成果を就職先等の社会に対してわかりやすく表明する仕組みが著しく充実したと評価している。

学修成果（ディプロマ・ポリシー）は、学校教育法「短期大学」の規定に照らしつつ、全学共通の教育目的・学修目標・学修成果に関しては教学マネジメント委員会が、学科単位のディプロマ・ポリシーに関しては学科会議が定期的に点検・確認を行っている。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを確実に学生に達成してもらうために、ディプロマ・ポリシーに基づいて定められている。アドミッション・ポリシーに関しても、ディプロマ・ポリシーを確実に達成できる熱意のある学生を獲得するために、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められている。

三つの方針の策定にあたっては、教学マネジメント委員会が中心となり、三つの方針の策定の枠組みを作成し、それに基づいて学科が原案を作成することとなっている。原案は定期的に教学マネジメント委員会において共有されるとともに、整合性などを点検しながら策定することとなっている。現在の三つの方針は、令和 4 年度より教学マネジメント委員会、学科にて議論を重ね、策定された。とくにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）には、学修目標を達成し、学修成果を獲得したものに学位を授与する方針が明確に示され、また、学生の学修の幅を広げられるように見直され、令和 6 年度より運用されている。

各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性は「カリキュラムマップ」にまとめられている。カリキュラム全体でディプロマ・ポリシーがバランスよく関連付けられているかどうかに関しては、教学マネジメント委員会において点検している。シラバスはディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに加え、カリキュラムツリーやカリキュラムマップを踏まえて作成されており、シラバスに従って教育活動が展開されている。

三つの方針は学生便覧に掲載するとともに、ホームページにおいても掲載している。アドミッション・ポリシーについては学生募集要項、青森中央短期大学入試ガイドにも掲載し、受験生に周知するようにしている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

学修ポートフォリオを両学科で実施したが、運用方法や学生の活用方法に課題があり、効果的に活用できているとはいえない。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

本学は、学校教育法第 109 条に基づき、青森中央短期大学の教育研究水準の向上に資するため、教育・運営ならびに施設・設備の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するため、自己点検・評価委員会を組織している。このことは、学則第 16 章第 78 条に示し、さらに、「自己点検・評価委員会規程」に定めている。

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、その委員は、学科長、ALO、各委員会委員長（副委員長）および各事務局担当職員で組織され、1 ヶ月に 1 回定例で開催している。

自己点検・評価委員会については、年度始めの短期大学教員研修会において、所管事項、職務目標と進行計画、構成員が資料として示され、委員長である学長が全教職員に対して、自己点検・評価の意識を持つことを喚起すると同時に、副委員長が本学に所属する全教職員に対し、趣意・目的の説明を行い周知している。

自己点検・評価報告書については、各部門で作成された「自己点検チェックシート」（以下、「チェックシート」という）に基づき毎年度作成し、ホームページ上で公開、周知することで課題の共有を図っている。全教職員は、原則委員会に所属し、各委員長は「チェックシート」作成の際に、構成員へ意見を求めており、全教職員が自己点検・評価活動に参画していると言える。

年に 1 回外部評価会議を開催している。外部評価員は、外部評価会議規程に基づき、学長が委嘱する。

【令和 6 年度外部評価員】（令和 5 年度実施内容対象）

職名	役職
青森市企画部連携推進課	課長
日清医療食品株式会社北東北支店	エリアマネージャー
一般社団法人青森県保育連合会	会長
青森県立青森中央高等学校	校長

高等学校教員から意見聴取の機会は、上記外部評価だけでなく、学生募集のための高校訪問や、高校教員対象進学説明会においても設けている。

「チェックシート」を用いた自己点検・評価活動は、各部門の年度当初の計画を基に実施している。自己点検・評価委員会のチームを作成し、Teams 内で「チェックシ

ート」の更新をすることで、自己点検・評価委員会委員長および2名の副委員長（内1名はALO）、事務局担当者による点検が随時可能となり、課題があれば年度途中での方向修正を可能としている。

年度末での点検・評価では全部門の自己点検・評価委員が相互に「チェックシート」を閲覧することが可能であり、委員会内で最終的な検討、意見交換、提言ができる体制を確保している。その結果を踏まえて各部門の責任者は、自己点検・評価委員会ならびに部局長会議にて次年度の各部門の方針と年間計画の調整、短期大学教員研修会での表明を実施している。

これらのことから本学の自己点検・評価の全学的なPDCAサイクルのシステムは確立しており、自己点検・評価委員会からのフィードバック事項は、各学科、各委員会、各センター、事務局各課などにおいて改善活動に活用され、全ての教職員が全学的に関与しているといえる。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学修成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

本学では「アセスメントプラン」を制定し、学修成果の検証方法を、大学全体レベル、学位（学科）レベル、授業科目（教員）レベル、学生レベルで定め、定めた項目を点検する体制が整っており、定期的に点検している。令和6年度はアセスメントプランチェックシートを導入し、点検した結果は学内で共有することとしている。

このアセスメントプランは、文部科学省が策定した「教学マネジメント指針」内で掲げている「Ⅰ 三つの方針を通じた学修成果の具体化」「Ⅱ 授業科目の編成・実施」「Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化」「Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤（FD・SDの高度化、教学IR体制の確立）」「Ⅴ 情報共有」の5項目を大きな柱としており、「評価項目」「評価者（評価周期）」「必要な情報（準備者）」を記載し、学修成果を焦点としたアセスメントを実施できるようになっている。

本学の教育内部質保証の仕組みとして、「成績評価のガイドライン」により教員の成績評価における全学的な基準を策定し、算出されるGPAの信頼性を確保している。これに基づいて成績評価の分布状況を授業評価アンケートの結果とともに確認し、教育活動の改善に活用できるようになっている。

本学は教育の外部評価の仕組みとして、外部試験を活用している。食物栄養学科では2年次の12月に全国共通で行われている「栄養士実力認定試験」を外部試験として活用している。また、1年次の3月には、栄養士実力認定試験の過去問題を解答させる

ことで、学生自身が 1 年次の学修成果の獲得状況を把握する機会を提供している。これらの結果（全国平均・本学学生平均）の点検により、本学食物栄養学科の学生における学修成果の獲得状況を把握するとともに、本学の教育内容が適正であるかどうかの確認にも役立てている。栄養士実力認定試験の結果が学科で定めた基準を下回る学生には学科独自に補習授業および再試験を実施し、質の保証に努めている。なお、学期毎に学修成果の獲得状況(科目の成績分布と学生の科目群別の成績等)を学科教員に示し、教育改善に活用している。

幼児保育学科では、1 年次の 3 月、2 年次の 1 月に「幼保模試」(PSES 公務員試験セミナー)を実施し、1 年終了時および卒業時に保育士・幼稚園教諭としての知識が身についているかを確認している。試験結果は同封されている「解説書」と同時に返却し、確認する時間を設けている。また、音楽関連科目では、カワイピアノグレードテストを導入し、個人レベルにあわせて目標を設定することで、知識だけでなく、技術的な質の保証にも努めている。授業外でさらに上級グレードに挑む学生もあり、この取り組みは学生の意欲を向上させることにも効果を示している。

原則として年に一度、卒業後 3 年目にあたる卒業生の就職先および卒業生自身に対し、アンケート調査を実施し、本学の学修成果である「汎用的能力」「専門的能力」が、社会でどの程度発揮できているかを確認している。

これらのことから、本学はアセスメントプランに基づき恒常的に学修成果をモニタリングし、各レベルにおいてそれぞれの評価者が定期的に評価・点検する仕組みを有している。

本学では学修成果・教育成果の質の向上に向けた PDCA サイクルを機能させるため、教学マネジメント委員会が、三つの方針に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果の把握・可視化を行っている。

教育の質の向上のための PDCA サイクルについて、食物栄養学科では、年度末にかけて学生の学内における成績、栄養士実力認定試験の結果、校外実習先の担当者からのコメント、学生の卒業時における進路状況、特に栄養士、食品関連企業の専門職への決定状況、学修ポートフォリオの学生の活用状況などを振り返り、学科会議などで情報共有をはかり、次年度の取り組みを年間計画に盛り込み、さらに実施するというサイクルが確立している。

幼児保育学科では、外部テストの結果や各科目で学生が取得した評価の状況、ミュージカル公演で行う来場者アンケートの結果、教職実践演習における模擬授業の評価、学修ポートフォリオの記載内容、保育所実習や教育実習の評価票の内容等を学科の FD 研修会や学科会議において確認し、振り返るとともに改善点の検討を行い授業改善に取り組んでいる。

科目ごとの教育の質向上のための PDCA サイクルについては、前期・後期 Semester ごと授業終了時に「授業評価アンケート」を実施している。各教員はアンケート結果から授業を振り返り、素点ならびに S～D の 8 段階の評価で示される成績評価や単位認定に基づき、ディプロマ・ポリシーに対する学生の達成度を確認し、学期ごとに教学マネジメント委員により集計された「成績評価分布と授業評価アンケート結果」

を全教員（非常勤講師含む）に個人配付することで、次年度のカリキュラムマップおよび授業設計を見直し、改善した授業を実行するというサイクルが確立している。

また、専任教員には「ティーチング・ポートフォリオ」を2～3年周期で作成することとしている。ティーチング・ポートフォリオは、「ティーチング・ポートフォリオ作成のガイドライン」に基づいて、シラバス、学生の答案やレポート、成績評価の分布状況、授業評価アンケートの結果などの資料を根拠として作成されている。教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして確立されている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などは、通達に従い適宜学科・事務局ともに確認し、栄養士は「栄養士養成施設指定基準に係る自己点検表」を使用して法令遵守に努めている。食物栄養学科では栄養士法、栄養士法施行規則、栄養士養成施設指導要領、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などの関係法令・規則の変更に対し、幼児保育学科では児童福祉法、児童福祉法施行規則、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則などの関係法令・規則の変更に対し、それぞれ法令遵守を心がけている。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

アセスメントプランを策定することで、学修成果を焦点として、定期的に評価・点検する仕組みは確立されているが、アセスメントで広く意見を集められるように適切に周知する必要がある。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

本学は令和6年度私立大学等改革総合支援事業（文部科学省）において、タイプ1（特色ある教育の展開）を獲得した。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

1. ディプロマ・サプリメントは、学生個人の課外活動の記録を蓄積する仕組みを有していないため、学生が効率的かつ定期的に記録できる仕組みづくりを検討していく。
2. アセスメントプランの実施報告については、報告担当者間で随時共有され、スムーズな報告書作成が可能になるような方法を検討していく。また今後は、この報告書をもとに、各レベルで課題を抽出・確認し、確実に改善していけるように、次年度4月の部局長会議に提出し、働きかけていく必要がある。

【改善計画の実態状況】

1. 学生個人の課外活動の記録を蓄積する仕組みとして、学修ポートフォリオを導入したが、まだ確立しておらず、ディプロマ・サプリメントへの情報として活用で

きなかった。令和 7 年度も引き続き定期的に記録できる仕組みづくりを検討していく。

2. アセスメントプラン年次報告は、教学マネジメント委員会が中心となり、各レベルで課題を抽出し、4 月の部局長会議へ提出することができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

高校側が高大接続や探究学習サポートで求めている内容が漠然としていることが多かったため、具体的な課題を共有できるように担当者間で意思疎通を深めていかなければならない。

学修ポートフォリオについて、学生の使い勝手がよく、より効果的に活用するため、項目等の見直しと、自主的かつ定期的に記載していくような仕掛けを検討していく。

アセスメントプランに基づいてアセスメントしてもらうために、教学マネジメント委員会より適切な時期に依頼・リマインドし、呼びかけていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学修成果に対応している。

① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。こ

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学では、前述の通り、全学共通の教育目的・学修目標・学修成果および学科ごとのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定めている。

食物栄養学科および幼児保育学科のディプロマ・ポリシーは、学則第 18、20 条に定められている卒業の要件を引用し学科ごとに定められた学修目標、学修成果との関連性を明確に解説している。

ディプロマ・ポリシーは、「短期大学設置基準」などの法令に従ったものであると同時に社会のニーズに合わせて作成している。また、社会に通用する態度、実社会に活用できる知識、職業生活に必要とされる技能などを身につけた学生に学位を授与することを明記するとともに、栄養士法、栄養士法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則など、関係法令・規則に則り、栄養士養成施設、指定保育士養成施設、幼稚園教諭二種免許課程設置施設として身につけてもらいたいそれぞれ専門の知識、技術も含んでいる。これにより、令和 6 年度 of 食物栄養学科卒業生（資格希望者）の栄養士免許を取得率は 95.3%、幼児保育学科卒業生（資格希望者）の保育士資格を取得率は 100%、幼稚園教諭二種免許取得率は 97.3% となっている。よって、ディプロマ・ポリシーを達成することは、社会的（国際的）に通用性がある。

学科のディプロマ・ポリシーは、学科で定期的に点検・確認され、5 年周期で見直しを行うこととしている。令和 5 年度は見直しの年度であり、令和 6 年度からは新しい三つの方針が策定され、運用されている。

【資格・免許等取得状況（令和6年度卒業生）】

＜食物栄養学科＞

1. 単位修得で得られる資格・免許

資格・免許名	a.卒業生数 43 名 ※秋季卒業含む			
	b.履修者 (人)	c.資格・免許 取得者 (人)	d.資格・免許 取得率 (%)	e.資格・免許 選択率 (%)
栄養士免許	43	41	95.3	100
フードサイエンティスト資格	14	14	100	32.6
社会福祉主事任用資格	10	10	100	23.3
栄養教諭二種免許	5	5	100	11.6
司書資格	2	1	50.0	4.7
秘書士資格	4	4	100	9.3

※ 資格取得率は $c/b \times 100$ 、資格選択率は $b/a \times 100$ とし、小数点第2位を四捨五入している。

2. 単位修得で得られる受験資格

資格名	受験資格取得者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
フードスペシャリスト資格 認定試験受験資格	10	10	100
専門フードスペシャリスト (食品開発)	2	0	0
専門フードスペシャリスト (食品流通・サービス)	0	0	—

3. 各種検定試験

《あおもり食育検定》

認定	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
あおもり食育検定	4	4	100

＜幼児保育学科＞

1. 単位修得で得られる資格・免許

資格・免許名	a.卒業生数 37 名			
	b.履修者 (人)	c.資格・免許 取得者 (人)	d.資格・免許 取得率 (%)	e.資格・免許 選択率 (%)
保育士資格	37	37	100	100
幼稚園教諭二種免許	37	36	97.3	100
社会福祉主事任用資格	37	37	100	100
レクリエーション・インストラクター資格	14	8	57.1	37.8

※ 資格取得率は $c/b \times 100$ 、資格選択率は $b/a \times 100$ とし、小数点第 2 位を四捨五入している。

2. 各種検定試験および認定資格

《JFA 公認キッズリーダー養成講習会》

資格名	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
JFA 公認 キッズリーダー (U-6)	9	9	100
JFA 公認 キッズリーダー (U-8)	令和 6 年度非開講		

《幼児体育指導者検定》

資格名	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
幼児体育指導者検定 2 級	6	6	100
幼児体育指導者検定 1 級	3	3	100

《こども環境管理士》

資格名	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
2 級こども環境管理士	2	2	100

《カワイピアノグレード試験》

取得級	卒業生数 37 名		ピアノ指導者 グレード
	合格者数 (人)	割合 (%)	
5 級	0	0.0	
6 級	0	0.0	
7 級	5	13.5	
8 級	6	16.2	
9 級	2	5.4	
10 級	6	16.2	
11 級	15	40.5	
12 級	2	5.4	
13 級	0	0.0	
未取得	1	2.7	

【区分 基準Ⅱ-A-2 学科ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学修成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学修成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学修成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づき、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを次のように定めている。

食物栄養学科カリキュラム・ポリシー

[令和 6 年度学生便覧 P.7-9]

食物栄養学科では、学科の学位授与の方針に掲げた学修目標を達成するために、教育課程を編成・実施し、学修成果を評価します。

【編成】

学科の学修目標を達成するために、コモンベーシックス、リベラルアーツ、専門科目の3つの科目群からなる教育課程を体系的に編成します。

①コモンベーシックス

コモンベーシックスは、現代の社会生活を営み、職務を遂行するために不可欠な基本的技能を身に付けるために、外国語、情報処理、キャリア設計、探究の基礎（初年次教育）の科目を開設します。

②リベラルアーツ

リベラルアーツは、建学の精神に基づく豊かな人間性の形成のために、様々な分野の基礎的知識、地域への理解とグローバルな視点、唯一の正解だけではない世界を生きていく力を育むことを目的に、人間の探究、社会の探究、自然の探究の科目を開設します。

③専門科目

専門科目は、食物栄養学の専門的知識およびスキルを体系的に身に付けるために、以下の科目を「食べ物を中心とした科目群」、「人と食べ物をつなぐ科目群」、「人・社会を中心とした科目群」、「卒業研究」に分類して、配置します。

- a) 栄養士法施行規則に定める6系列（社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営）
- b) a)を支える専門基礎科目および発展・応用科目、その他の資格課程としてフードスペシャリスト、フードサイエンティスト、栄養教諭（栄養に係る教育に関する科目）の資格取得に必要な科目
- c) 学びの集大成としての卒業研究科目

④その他の資格課程

食物栄養学科授業科目の他に、教育職員免許状、司書および秘書士資格を取得するための教職、司書、秘書士に関する授業科目を開設します。

【実施】

学科の学位授与の方針に掲げた学修目標を達成するために、以下のような教育を実施します。

①知識や技術とともに専門的職業人としての態度や倫理観も重視した教育の実施

初年次教育、キャリア教育を含む教育課程全体を通して、「健康な生活を支える使命感」、「食や生命を預かる責任感」を持ち、専門職を特徴づける態度（公益性・道徳性・専門性）を意識して行動する力を涵養します。学外での実践活動を伴う科目では、充実した事前・事後指導を実施し、職業人としての態度や行動などにも意識を高め、総合的な力を身に付けることができるようにします。

学外での実践活動を伴う科目では、充実した事前・事後指導を実施し、職業人としての態度や行動などにも意識を高め、総合的な力を身に付けることができるようにします。

キャリア教育では、卒業後のキャリアに対する意識を向上させるとともに、キャリア支援セミナーを実施し、希望する進路の達成を支援します。

②幅広い知識やスキルの活用に向けた基礎力の獲得を目指した教育

1年前期は、大学での学修に必要な学びのスタイルの修得を目指した教育を実施します。コモンベーシックス、リベラルアーツでは、情報活用能力や論理的思考力、情報リテラシーなどの基礎を養い、また、デジタル社会に必要なICTの活用方法や数理・データサ

イエンス・AIの基礎を扱います。

さらに初年次教育では、学生が主体的な学修者として自立するために、プレイスメントテストや不安度調査を活用するとともに、学修ポートフォリオの目的と使い方を指導します。学生が現状を把握し、学修を計画して自己管理する力を涵養するとともに、クラスアドバイザーが中心となり学生の学びのサポートに役立てます。入学前から入学後にかけて補習プログラムを提供し、学修の基礎となる高校までの学びを補完します。

すべての授業科目を可視化した履修系統図を活用して、科目間のつながりを意識したシラバスを作成し、知識やスキルを活用する力を養う授業を展開します。幅広い教養や汎用的技能、「健やかな食をデザインするための力」、「安全で健康的な食やその情報を提供するための知識・スキル」を身に付け、組み合わせる使う力を育てます。

③他者の個性を尊重し課題解決に取り組むことのできる学生主体の教育

講義・演習・実習などの授業形態に応じて、グループワークやプレゼンテーションなどを取り入れた課題解決型の授業を実施します。これにより、他者の理解に努め、他者との意思疎通を図る力、知識・技能・態度を総合的かつ柔軟に活用して課題解決に導く力を育てます。

④地域や実社会とのつながりを重視した実践的な教育

授業科目や課外活動を通して、人や社会と積極的に関わる多様な機会を提供し、チームで協働する力、より良い社会を創造する姿勢を涵養します。

多くの科目で青森について深く学ぶ機会を取り入れ、地域への関心を高め誇りや愛着を持てるようにします（学びの青森化）。また、関連施設と連携し、身につけた知識やスキルを活用して学内の授業と現場をつなげる学びを展開します。

学びを発展・応用する機会として、選択科目の他に食育活動やレシピ開発などを中心とした課外活動プログラムを企画し提供します。短期海外留学プログラムに参加しやすい学事暦となるよう配慮し、希望者に対してプログラムを提供します。

【学修成果の評価・把握】

成績は、成績評価のガイドラインに従って、「S , A+ , A , B+ , B , C+ , C , D」の8段階で客観的に評価します。また、GPA制度により学生の学修成果を把握し、学修支援などに活用します。

①主要科目習熟度証明

学修歴証明書「主要科目習熟度証明」を、各学期の成績確定後に配付します。各学期に履修した主要科目の分野ごとの習熟度や全体の中の相対的な位置を示します。

②学修ポートフォリオの活用

学修ポートフォリオを用いて、各学期における学修状況の振り返りや学修履歴の記録を促し、今後の学修計画に役立てます。学修ポートフォリオで把握した学修成果は、GPAと併用した各学期の修学指導やキャリア支援に活用します。

③栄養士実力認定試験

栄養士実力認定試験の結果（2年次12月に実施）を、学生の学修成果の評価・把握に活用します。学内基準に達しなかった学生には補習プログラムを実施し、学修成果の獲得を図ります。また、1年次終了時には学内模擬試験を実施し、栄養士実力認定試験の結果と併せて教育課程の改善に活用します。

幼児保育学科カリキュラム・ポリシー

[令和6年度学生便覧P. 17-19]

幼児保育学科は、学修目標を達成できるように、教育課程を編成・実施し、学修成果を評価します。

【編成】

コモンベーシックス、リベラルアーツ、専門科目の3つの科目群からなる教育課程を体系的に編成します。

①コモンベーシックス

コモンベーシックスは、現代の社会生活を営み、職務を遂行するために不可欠な基本的技能を身に付けるため、外国語、情報処理、キャリア設計の科目を開設します。

②リベラルアーツ

リベラルアーツは、建学の精神に基づく豊かな人間性の形成のために、様々な分野の基礎的知識、地域への理解とグローバルな視点、唯一の正解だけではない世界を生きていく力を育むことを目的に、人間の探究、社会の探究、自然の探究の科目を開設します。

③専門科目

専門科目は、幼児保育学の専門的知識およびスキルを体系的に身につけるために、「保育の本質・目的の理解に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法の理解に関する科目」「学外実習」に分類して科目を配置します。また、保育者に必要な資質を深めることを目的として認定絵本士資格、レクリエーション・インストラクター資格取得に関する授業科目を配置します。

【実施】

学科の学位授与の方針に掲げた学修目標を達成するために、以下のような教育を実施します。

①初年次教育、プロフェッショナルリズム教育

幼児保育学科の学生として必要な知識と心構えを身につけるために初年次教育を行い、入学当初から学生をサポートします。学科の特色、授業態度やマナー、ICTの活用方法など内容は多岐に渡り、充実した学生生活が送られるよう支援します。また、2年間の教育を通して、保育の専門家として成長していくためのプロフェッショナルリズム教育を行います。1年次には基礎的な内容を扱う講義科目を、2年次にはグループワーク、ディスカッション等を含んだ演習科目を多く配置し、学生の専門性の向上を目指しながら、スムーズに短大生活の学びに適応できるよう配慮しています。

②学外実習と実習指導

保育士資格および幼稚園教諭二種免許を取得するための必修科目である学外実習は、本学科における学びを集約し試行する機会です。そのため、実習指導においては、学生の学力だけでなく、保育者としての基本的なマナー、大切にすべきこと（倫理観）も指導の範囲内とします。また、子どもたちと触れ合う機会をより多く持てるよう、1年次の学外実習前までの間に関連施設園での保育体験活動を行っています。2年次の本実習前に行う模擬保育では、実習に向けて実践力を高めるために現役の保育者を講師として招き、保育現場と連携した授業を展開しています。

③表現力を重視した教育活動

毎年、授業としてミュージカル等を制作し学外発表を行っています。子ども達の感性や表現力を伸ばすためには、保育者自身が表現する喜びとそのための技術を身につけている必要

があるという考えのもと、学生の表現活動の集大成として位置づけています。音楽表現、造形表現、身体表現が一体となった総合的な表現力の向上と地域の芸術文化活動への貢献を目指します。また、教育課程に認定絵本士養成講座を開設することにより、児童文化財への理解を深め、地域で活躍する絵本の専門家としての知識・技能・感性を育成します。

④自然や子どもたちとの対話を重視した教育活動

本学敷地内には木立と小川からなるビオトープがあり、メダカやトンボ、どんぐりといった多様な生物を観察することができます。学生が地域の自然に触れる場であると同時に、関連施設の子どもの達にとっても大切な自然の遊び場となっています。また、授業や実習の中でも身近な自然環境を考え体験できる場として活発に活用されており、本学科の重要な教育資源となっています。

⑤キャリア支援の充実（編入・進学への支援）

キャリア支援センターと連携し、青森県内外の教育・保育施設の説明会や見学会の実施、卒業生による講話を通じて自らのキャリアについて考える機会を設けます。保育者としての就職、本学専攻科や他大学への編入・進学等、学生が望む進路を選択できるよう支援していきます。

⑥サークル活動、課外活動の充実

本学科では週に一度、サークル、ボランティアなどの課外活動に取り組むための時間を確保しています。課外活動は学内外で子どもと関わるもの、スポーツに関するもの、地域の方や留学生と交流を図るものなど多岐にわたっています。こうした活動は、学生の日頃の学びを発展的に応用させる機会や新たな興味関心に気づく体験の場となっています。

⑦グローバル教育の推進

長期休暇を利用した短期海外留学プログラムへの参加が可能です。留学にあたって、希望者は、国際交流センターでの語学研修プログラムを受けることができます。また、協定校との連携により海外の幼児教育の実践について講話やオンライン講義を実施するなど、学園内の留学生との交流活動も行われています。日本との文化の違いに触れるグローバルな学びが充実しています。

⑧地域との連携による教育

授業や課外活動では、キャンパス内の関連施設の他、様々な地域団体や教育機関と連携しながら教育活動を展開しています。絵本の読み聞かせ活動や市内の小学校等での支援活動を通して、多くの人と交流し、専門的な視野を広げます。また、専門科目を中心に「青森」にちなんだ内容を取りあげることで、「青森」の理解を深め地域で活躍する人材を育成します（学びの青森化）。

【学修成果の評価・把握】

成績は、成績評価のガイドラインに従って、「S, A+ , A , B+ , B , C+ , C , D」の8段階で客観的に評価します。また、GPA 制度により学生の学修成果を把握し、様々な支援に活用します。

セメスターごとに学修歴証明書「主要科目習熟度証明書」を配布し、科目群ごとの習熟度を可視化します。学修成果を学修ポートフォリオに随時記入し蓄積することで、2年間の成績の他、課外活動の記録や資格取得等の成果等を多面的に把握することができます。学修ポートフォリオで把握した学修成果を、学修計画の構想や学修支援、キャリア支援に役立てます。

また、保育分野の模擬試験の他、カワイピアノグレードテスト等の外部アセスメントテストを取り入れることで、教育課程内外において学生を多面的に評価する体制を確立しています。

本学の教育課程は法令や協会に指定されている科目を、短期大学設置基準・本学のカリキュラム・ポリシーに則り体系的に編成しており、学生の習熟度に応じて段階的に科目を配置しているかをカリキュラムツリーを用いて検証している。また、本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシー（学修成果）に対応して編成、実施している。学修成果と授業科目の対応関係を示すカリキュラムマップの作成を通して、それぞれの授業科目で学修成果を意識した到達目標を設定するとともに、本学の授業科目が学修成果に対応しているかを確認している。

単位の実質化については、学事暦の工夫（祝日の活用や補講日の設定など）、時間割の調整（科目数のバランスや同一時間帯の複数科目開講）を行い、学生の勉強時間を確保するよう努めている。また、シラバスの各回に予習・復習の内容および時間数を明記することで、学生に計画的な学習を促している。さらに、一部の科目について、学期をさらに前半・後半に実施するターム科目とし、学生の学修の密度が高まるような工夫をしている。

年間履修単位数（CAP）は 50 単位と定め運用を開始し、全学生が上限内であったことを確認している。

成績評価については、各教員が「成績評価のガイドライン」に基づき、学修成果の水準を確認しながら科目の到達目標を設定し、学修成果を測定する成績評価の方法および基準を定めている。成績評価の方法は、試験、課題、レポート、小テスト、受講態度などの観点も取り入れ、多角的に実施し、成績評価基準は学生便覧に表記するとともに学生に周知し、厳格かつ公正に行われている。複数教員による科目においては、成績評価基準をルブリックに示すことで、教員による差が生じないように工夫している。単位認定については、授業実施時間数の 3 分の 2 以上出席していること、学費を完納していること、履修登録をした授業科目について学業成績が合格であることの要件を満たす必要があることを、学生便覧に明記するとともに、ガイダンスで十分説明している。学業成績の評価は、「S, A+, A, B+, B, C+, C, D」の 8 段階で行うこととし、適用している。その旨については、学則第 16 条に明記され、C 以上を合格とし、D を不合格としている。また、科目成績平均値（Grade Point Average：GPA）の制度を導入し、厳格な成績評価を実施している。評価区分と学修成果の水準、成績評価点、素点の関係については、次表の通りである。

【成績評価区分と学修成果の水準との関係性】

評価 区分	学修成果の水準	GP	素点	判定
S	授業科目の到達目標に対して秀逸な学修成果をあげた。	4.0	90-100	合格
A+	授業科目の到達目標に対して優秀な学修成果をあげ、一部においては秀逸な学修成果をあげた。	3.5	85-89	
A	授業科目の到達目標に対して優秀な学修成果をあげた。	3.0	80-84	
B+	授業科目の到達目標に対して良好な学修成果をあげ、一部においては優秀な学修成果をあげた。	2.5	75-79	
B	授業科目の到達目標に対して良好な学修成果をあげた。	2.0	70-74	
C+	授業科目の到達目標に対してほとんどの面で良好な学修成果をあげたが、一部においては良好な学修成果とは言えない結果であった。	1.5	65-69	
C	授業科目の到達目標に対して合格となる最低限の学修成果であった。	1.0	60-64	
D	授業科目の到達目標に対して合格となる学修成果に届かなかった。	0	0-59	不合格

上記 8 段階による成績表示・評価を行うことで、GP の範囲を国際基準の 0.0～4.0 とし、より素点に近い GPA を算出している。また、成績評価の信頼性の確保と、教育の質と学修成果の水準を保証し、継続的に向上させることを目的とした「成績評価のガイドライン」を全教員へ周知しており、成績評価と到達目標の立て方について、教員間で共通理解を図っている。

本学においてシラバスは、学科・科目共通の様式を使用しており、必要な項目（授業概要・目的、到達目標、授業計画（予習復習の内容・時間含む）、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。これらについては本学ポータルサイトやホームページから閲覧できる。

また、「シラバス作成の手引き」を活用し、専任・兼任問わず統一されたシラバスを作成することができている。授業計画には 1 単位当たり 45 時間の学習時間の確保の観点から、それぞれの予習・復習および学習時間の目安の記載を徹底している（実験・実習はその限りではない）。成績評価の方法・基準では、具体的かつ複数の判断材料をもって評価すること、出席自体を評価の対象としないことが共通理解されている。シラバス作成に関しては、学科会議内でシラバス作成に関する説明を実施することにより、シラバス作成のためのスキル向上を図っている。また非常勤講師に対しても非常勤講師対象説明会において、シラバス作成時に必要な本学の教育方針（教育目的、学修目標、学修成果）や各学科の三つの方針及び学修成果、カリキュラムマップ等につ

いての説明を行い、共通理解を図っている。

さらに、シラバスチェックシートを用いて学務委員がシラバスチェックを実施し、内容については学科長が確認している。これにより、記載漏れだけでなく、本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、各種法令やコアカリキュラムに則った授業を展開し、精度の高いシラバスの作成と継続的改善が可能となっている。

教育課程は、法令の変更だけでなく、文部科学省の答申、厚生労働省からの通達など、各省庁から求められる人材を養成できているかを教学マネジメント委員会、学務委員会、学科および学務課にて定期的に点検・確認し、時代の変化に応じて修正・変更している。

※ 本学は通信による教育は行っていない。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 Ⅱ-A-3 の現状＞

本学は建学の精神である「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」に基づき、自立して生きていくために必要な「豊かな人間性」と「実学」を身につけることを教育理念としている。また、本学ではこの教育理念を達成するために、広い教養と深い専門性を兼ね備えた人材を育成することを教育目標としている。

本学では教養科目にあたる科目をコモンベシックス・リベラルアーツと分類し、ディプロマ・ポリシーでは、学科授業科目よりコモンベシックス・リベラルアーツ合わせて 12 単位以上、専門科目 40 単位以上を含み、合計 62 単位以上（卒業必修を含む）を修得した者には、学科の学修目標を達成し、学修成果を獲得したものとして学位を授与することを明記しており、教養教育の重要性を示している。

さらに、このディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを定め、コモンベシックスでは、現代の社会生活を営み、職務を遂行するために不可欠な基本的技能を身に付けるために、外国語、情報処理、キャリア設計、探究の基礎（初年次教育）の科目を開設し、リベラルアーツでは、建学の精神に基づく豊かな人間性の形成のために、様々な分野の基礎的知識、地域への理解とグローバルな視点、唯一の正解だけではない世界を生きていく力を育むことを目的に、人間の探究、社会の探究、自然の探究の科目を開設している。なお、令和 5 年度には基幹教育センターを中心に教養教育の見直しが行われており、令和 6 年度からは、コモンベシックスとリベラルアーツに再編され、学部・学科横断科目として展開している。

学長は新入生オリエンテーションにおいて、建学の精神に込められている、大学生

として身につけてほしい教養や物事の考え方と、開設している科目との関わりについて新入生へ説明している。また、授業科目に限らず、学校行事、ボランティア、サークル活動、短期留学など、さまざまな課外活動も教養を身につける機会と捉え、積極的な参加を勧めている。

コモンベシックスとリベラルアーツは基幹教育センターの確認のもと、学科ごとに教育課程表に示し、学生便覧に明記している。これらの科目は本学の専任教員、併設の青森中央学院大学教員、外部からの非常勤教員で実施され、本学の教養教育の実施体制は確立されている。

本学のコモンベシックスとリベラルアーツは、カリキュラム・ポリシーにその位置付けを示し、専門科目と有機的に連携し、系統的に学修できるよう編成している。年度始めのガイダンスにおいて、学生便覧の教育課程表を用いながらクラスアドバイザーより丁寧に説明しており、卒業に関わる必要単位数や資格に関わる科目を「コモンベシックス・リベラルアーツ履修確認票」を用いて確認している。また、学生にできるだけ多くの教養科目を選択してもらいたいという観点から、原則、曜日・コマを限定した時間割を作成している。例年、青森市大学間連携協議会による単位互換により、さらなる選択の幅を持たせており、令和5年度には青森市産官学連携プラットフォーム単位互換に関する学内内規が整備された。また、教養教育の一環として、毎年学校行事において「芸術鑑賞」「テーブルマナー」を実施している。芸術鑑賞は、「音楽」「造形」「表現」の3分野を中心とした鑑賞をすることで、芸術に対する豊かな感性を磨く機会としている。令和6年度は、劇団四季（シーザス・クライスト＝スーパースター）、県立美術館の企画展等を鑑賞した。テーブルマナーは、1年次は西洋料理、2年次は日本料理の会食マナーを学び、食事中だけでなく、食前・食後の作法も学ぶ機会を設けている。なお、令和6年度には、学科の定める教育課程以外の教育プログラムによる教育課程（以下、副専攻）を設置した（食物栄養学科副専攻「ヘルスプランニング専攻」）。学科の専攻に係る分野以外の特定の分野または特定の課題について、授業科目を体系的に編成することにより、学生の主専攻の枠を超えた文理横断的・異分野融合的な学修を可能とし、専門分野とは異なる視点からの知を備えた人材の育成を図っている。

これらは学生便覧に目的と内容を明記するとともに、クラスアドバイザー引率の下、全員参加する体制を整えている。

教養科目については、「主要科目習熟度証明」および「ディプロマ・サプリメント」を用いて、教養教育に関わる比重の大きい学修成果に対する確認と、結果に対する評価を実施してきた。令和6年度よりコモンベシックス、リベラルアーツに再編され、運用を始めたところであり、これらに対する効果測定・評価方法は現在検討しているところである。

また、年度末には「成長実感・満足度調査」を実施し、「幅広い教養や一般的な知識」「情報の収集・分析および情報機器の操作技術」「国際感覚」などを調査した。この調査結果は教学マネジメント委員会で取りまとめ評価し、次年度の改善へと活かすサイクルを確立している。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

短期大学の基本方針では、職業人として必要な知識・技術・態度等を育成していくことを明記し、それに基づき学科の教育目標ならびに三つの方針が定められており、本学のカリキュラムは、職業教育を実施している。

食物栄養学科の専門科目では主に「栄養士」を育成し、就職者 36 名中（進学者 4 名除く）31 名（86.01%）が栄養士免許を活かして食品関連企業に就職している。幼児保育学科の専門科目では主に「保育士」「幼稚園教諭」を育成し、就職者 36 名中 35 名（97.2%）が免許・資格を活かして幼稚園教諭・保育士・児童福祉関連職に就職している。以上のことから、専門職に必要な知識・技術・態度等を育成できている。

さらに職業教育である「キャリアプランニング」では、自己理解・自己分析、一般常識、マナー等の修得を、さらに職業・職場理解、自己表現・就職活動等の修得を目的としており、専門職業人のみならず、社会人として必要な知識等を育成する体制を整えている。また、食物栄養学科はインターンシップを単位化し、「インターンシップ A」「インターンシップ B」を総合教育科目に配置することで、さらなる職業意識の醸成を図っている。

職業教育の効果に対する測定方法は、卒業生ならびに就職先企業に対してアンケートを実施し、職業教育の効果を測定している。その結果を各学科において評価し教育に反映させている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学修成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

アドミッション・ポリシーは、学修成果を獲得した卒業生を社会に輩出するために、アドミッション・ポリシーに示した能力を有する者、あるいは有することが期待できる者を選抜するための方針である。よって、本学は学修成果に対応する入学者受入れの方針を示している。

食物栄養学科アドミッション・ポリシー

[令和6年度学生便覧 P.9-10]

食物栄養学科では、卒業後の自己の目標を明確に持ち、学科の学修成果の獲得に熱意をもって取り組める人を望んでいます。加えて、高等学校での学びや様々な活動に積極的に取り組んだ人を求めています。これらのことを踏まえ、食物栄養学科のアドミッション・ポリシーを以下のように定めます。入学者選抜ではアドミッション・ポリシーに基づき、受験者を多面的・総合的に評価します。

- ①栄養学および関連領域の知識や技能を身につけ、社会の発展に貢献したい人
- ②問題に向き合い、高等学校までの学習・経験をいかして、解決方法を考えることができる人
- ③多様性を尊重し、互いの個性を生かして協働することができる人

幼児保育学科アドミッション・ポリシー

[令和6年度学生便覧 P.20]

幼児保育学科では、卒業後の自己の目標を明確に持ち、学科の学修成果の獲得に熱意をもって取り組める人を望んでいます。加えて、高等学校での学びや様々な活動に積極的に取り組んだ人を求めています。これらのことを踏まえ、幼児保育学科のアドミッション・ポリシーを以下のように定めます。入学者選抜ではアドミッション・ポリシーに基づき、受験者を多面的・総合的に評価します。

- ①学後の学修に必要な学力を有するとともに、多様な価値観を通して学びを深められる人
- ②子どもを取り巻く社会や教育に関心があり、保育者になりたいという意志をもつ人
- ③豊かな感性と愛情をもって子どもの成長と幸せを支えようとする人

入学者受入れの方針は、学生便覧、学生募集要項、青森中央短期大学パンフレット、青森中央短期大学入試ガイドおよびホームページに明示されている。また、オープンキャンパスや進学説明会などにおいても、配布資料に基づいた担当教職員の説明によって入学者受入れの方針を周知している。入学者受入れの方針に対応した入学者選抜方法の基本方針は、入学試験区分ごとに策定されており、この方針に基づいて小論文試験、面接試験、学力試験を実施している。これらの試験と提出される推薦書や調査書を総合して、入学前の学修成果の把握・評価ができる内容となっている。この基本方針は学生募集要項に次のように明記し、表明している。

各試験区分における入学者選抜方法の基本方針

[令和7年度学生募集要項 P.6-15]

・総合型選抜入学試験

「オンライン授業」では、本学が提示するオンライン授業に関連したレポート作成と個別面接に基づき、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、さらには将来専門職として活躍するための計画性や意志などを総合的に判断します。

レポートでは、オンライン授業で実施したテーマを題材に、文章表現力や論理的思考力などを評価します。個別面接では、調査書を参考資料とし、これまでの経験などに基づく将来に対する決意や、本学で学ぶことの目的などを評価します。

「探究学習プレゼン型」では、高等学校で取り組んでいる（いた）探究学習の内容の発表質疑を通して、本学のアドミッション・ポリシーとの適合性、主体性や意欲、表現力、コミュニケーション能力等を評価します。

・学校推薦型選抜入学試験

学校長の推薦書と調査書、本学で実施される小論文と面接に基づき、専門への適性を総合的に判断します。また、小論文では、論理的思考力、表現力、文章構成力などを評価します。面接では、提出された調査書を参考資料として活用し、積極性や倫理性、社会性、コミュニケーション力などを評価します。

・一般選抜入学試験

個別学力試験に基づき、基礎学力を判断します。特に、言語能力、論理的思考力を重視し、国語、小論文、英語、数学等の学力で選抜します。英語を選択した場合、外部試験（実用英語技能検定、GTEC、TOEIC）のスコアを利用することができ、総合的な英語力を評価します。食物栄養学科では専門に関する基礎学力を評価するため、生物、化学等の学力でも選抜します。

各科目とも、「思考力・判断力・表現力」を評価するため、記述式問題を含んだ出題内容とします。また、小論文は、それぞれの学科の学習内容に関連した文章の読解および要約を含んだ出題とします。

面接では、提出された調査書を参考資料として活用し、積極性や論理性、社会性、コミュニケーション力などを評価します。

調査書では、記載された内容について評価の対象とし、点数化します。

・大学入学共通テスト利用入学試験

大学入学共通テストに基づき、基礎学力を判断します。特に、言語能力、論理的思考力、国際的な視野を重視し、国語、英語の学力で選抜します。

食物栄養学科では専門に関連する基礎学力を評価するため、数学、生物、化学等の学力でも選抜します。

また、調査書では、記載された内容について評価の対象とし、点数化します。

・特別選抜入学試験

[帰国子女特別選抜]

自己経歴書の提出書類に基づき、海外における学習活動、課外活動などを評価します。志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の理解度、入学後の学習意欲や目的意識などを評価します。小論文では、基礎学力、論理的思考力、課題解決能力などを評価します。

個別面接では、海外生活で培われた積極性や社会性、コミュニケーション力などを評価します。

[社会人特別選抜]

社会人としての経験を活かし、他の模範となるような向学心、社会性、計画性などを評価

します。志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の理解度、入学後の学習意欲や目的意識などを評価します。小論文では、基礎学力、論理的思考力、課題解決能力などを評価します。

個別面接では入学後の明確な目的意識と学習意欲などを総合的に判断します。

〔未来の種特別選抜〕

入学後の夢や明確な目標を持ち、それに向かって学ぼうとする姿勢、向学心、計画性などを評価します。小論文では、基礎学力、論理的思考力、課題解決能力などを評価します。個別面接では本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の理解度や適性、入学後の明確な目的意識と学習意欲などを総合的に判断します。

以上のように、高大接続改革実行プラン（平成 27 年 1 月 16 日 文部科学省）にも示されている、単に知識・理解を測るだけでなく、思考力・判断力・表現力等も測ることができる多様な選抜方法を準備し、「青森中央短期大学入学者選抜規程」に基づき、公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、青森中央短期大学パンフレット、学生募集要項、本学ホームページおよび学生便覧に記載し、入学希望者、保護者等、在学生に向けて明示している。

アドミッション・オフィスの機能として、本学では入試広報センターを設置し、学生募集の企画立案、実施に関すること、入試情報分析に関すること、入学試験の実施に関すること、入学事務手続きに関すること等を行っている。受験等の問い合わせに対しても、同センターが適切に対応している。問い合わせは、電話、ホームページ上の問い合わせフォームによって受け付けており、質問内容に応じて適切に対応している。また、キャンパス見学を随時受け付けており、必要に応じて先方が希望する学科の教員が対応している。さらに進学相談会においては、入試広報センター職員、各学科教員が協力し、受験に関する問い合わせに対応している。

アドミッション・ポリシーは、高校訪問時や、高校教員対象説明会で説明し、高校教員の意見と、大学が求める人物像とが反映されたものとなっている。今後も引き続き聴取を行い、相互理解を図りながら定期的に見直していく。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科の学修成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学修成果に具体性がある。
- (2) 学修成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学修成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学は学科ごとのディプロマ・ポリシーに、学修目標と学修成果を示している。また、学修目標を達成し、学修成果を獲得するために設置されている科目には、学生を主語とした具体的な到達目標が定められており、これらは学期単位で達成可能なもの

になっている。令和6年度卒業生において、食物栄養学科在籍者44名中43名(97.7%)が学位を取得、うち41名が栄養士免許を取得している。また幼児保育学科在籍者38名中37名(97.4%)が学位を取得、うち37名が保育士資格を取得し36名が幼稚園教諭二種免許を取得していることから、教育課程の学修成果は一定期間内で獲得可能である。

本学の学修成果は、アセスメントプランに基づき、「主要科目習熟度証明」、「ディプロマ・サプリメント」、「各種外部試験結果」、「卒業後のアンケート調査結果」等から、多角的に測定する仕組みを有している。

また特色の1つとして、幼児保育学科では、音楽分野の授業に「カワイピアノグレード制度」を導入し、2年次の授業内で学生全員が受験できる体制を整えている。本制度は音楽の基礎課程から専門課程までの16の段階(レベル)に区分し、レベル毎の「グレード(級)」を設置し、学内においては、年に2回グレード試験を実施できる体制を整えている。これにより、一定の期間における学習の習熟度・理解度を可視化することが可能となっている。本学の音楽分野における到達目標は、幼児教育に必要なピアノのレベルをバイエル修了程度としているため、同程度の課題レベルとなる11級以上取得を目標としている。令和6年度受験者においては、91.8%の学生が11級以上を取得しており、科目の到達目標と個人レベルに対応したグレード制度を導入することによって、可視化しにくい音楽分野の学修成果について、客観的かつ具体的な学修成果の測定が可能となった。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学修成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では、「アセスメントプラン」に基づき、学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。

具体的には、セメスター毎にGPAを算出し、学科会議にて学修成果の獲得状況を確認することで、学生の特性を判断したり、教員の成績評価基準を確認したりしている。セメスターごとに、主要科目習熟度証明を発行する体制を整え、学生一人ひとりの学修成果の獲得状況を把握し、学生の学修成果の獲得状況の振り返りや目標設定に役立てている。

食物栄養学科では、栄養士実力認定試験の全国平均と学内の結果を比較し、幼児保育学科においても、外部試験結果と学内成績を比較することで、学修成果の獲得状況

を客観的に確認している。

また、両学科ともに、学修ポートフォリオを導入し、主要科目習熟度証明をもとに定期的に学生自身の学修成果の獲得状況をふり返りや学修目標の設定などに活用している。随時、自身の活動を記録することも促している。

質的データとして、「成長実感・満足度調査」、「卒業生に対するアンケート」「卒業生対象就職先アンケート」を実施し、結果を集計・分析することで、学科の教育活動が意図したとおりに学生に伝わっているかを確認し、次年度の教育活動の改善に活用している。

これら学修成果の評価結果および、毎年度発行している「自己点検・評価報告書」は、本学ホームページ「情報公開」内に掲載することで、広く社会に公表している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価の取り組みを行っている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学修成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

キャリア支援センターが中心となり原則として年に一度、卒業後3年目にあたる卒業生の就職先および卒業生自身に対し、アンケート調査を実施している。アンケート調査項目は、現在の卒業生個人の状況を把握するだけでなく、本学の学修成果である「汎用的能力」「専門的能力」が、社会でどの程度発揮できているかを確認している。「卒業後のアンケート調査結果（2024年度）」からは、ほとんどの項目において学修成果が達成され仕事に活かされていることがわかる。また、卒業生対象の項目と就職先対象の項目を比較しても大差はないことから、個人の評価と就職先の評価に乖離がないことが伺える。

アンケートの最終項目において、卒業生に対しては「何をもう少しきちんと学べばよかったのか」、就職先に対しては「何をもっと強化して教育してほしいのか」を聴取している。これらの調査結果は毎年度集計し、学科会議、部局長会議において達成状況を確認・点検している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

学修成果の獲得状況については、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率などの活用も検討していきたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学修成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学修成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学修成果を認識して、学修成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効的に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学は学修成果獲得に向けて、「成績評価のガイドライン」およびシラバスに示した成績評価基準に基づき、公正かつ厳格に学修成果を評価している。具体的には、シラバスに学期末試験、小テスト、レポートなどを課すことを示し、それらをどのような割合・基準で成績評価に反映させるのかを明記している。これらの内容については授業初回に学生へ周知した上で、適切に学修成果を評価している。また、定期試験や追試験、再試験については試験実施要項に基づいて厳格に実施している。これらの試験の実施時期や実施期間については可能なかぎり学習時間が取れるように設定され、学修成果が得られるように配慮している。学修成果の獲得状況は学科会議にてセメスターごとに GPA 分布状況等を確認することで、適切に把握している。

学生による授業評価については、全科目に対してポータルサイトによる授業評価アンケートを実施し、アンケート結果は、学期ごとに教員へフィードバックしている。

また、担当科目の授業評価アンケートを可視化し、「成績評価分布と授業評価アンケート結果」として非常勤講師を含めた全教員へ個別に提示している。このアンケート結果では、成績評価の分布と授業に対する1週間の平均勉強時間も提示され、授業改善に大きく寄与している。また、教員の教育活動向上のため、学生が年間を通して教育方法・教育環境の改善を求めることができる意見・要望フォームを作成し、必要に応じて対応している。

授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整について、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを用いながら、専任教員間で各科目の到達目標と授業計画を共有し、関係の強い授業間では内容を相互に確認し合い、授業計画に反映させている。その計画は非常勤講師へも共有し、授業計画の際に活用してもらっている。また、両学科ともにオムニバス科目が複数あるため、担当教員間で密に内容の打ち合わせや役割分担を確認し、協力体制を整えながら円滑に実施している。

教員は、学科の教育目的やディプロマ・ポリシーに基づき各科目の到達目標を設定しているため、学生の到達目標の達成度を確認することで、教育目的の達成状況を把握・評価している。

教員は、入学時に新入生オリエンテーションを行い、新入生に対して学生生活全般について説明し、その後、学科ごとに教育目的、取得できる免許・資格、履修方法の説明を行っている。また、履修相談の時間を設け、大学生活へ速やかに適応できるようにしている。さらに、学期の開始時には始業ガイダンスを実施し、履修などに関する過去にあった課題や問題を踏まえながら必要な情報発信を心がけ、学生がスムーズに学習に取り組み、快適に学生生活を送れるように配慮している。

次に、各学科の各学年には専任教員をクラスアドバイザーとして配置し、学生の身近な存在の教員として、日頃から相談しやすい環境を整えている。クラスアドバイザーは履修に関することや学生生活上の問題の相談に積極的に対応し、適切な指導・助言を行うとともに、毎月開催している学科会議においても学生の受講態度などについて情報交換を行っている。また、非常勤教員が担当する科目における欠席状況を事務局で集約し、その情報を学科教員と共有しながら修学指導にあたっている。学科教員、事務職員、学生相談室の連携・協力により学生の卒業に至るまでの指導や支援体制が十分にできている。

クラスアドバイザー制

[令和6年度学生便覧 P.49]

クラスアドバイザー制は、学生生活をより充実させるためのものです。クラスアドバイザーの主な修学指導の内容は次に掲げる通りです。

- (1) 学生の履修登録指導及び成績を把握する等日常的に指導・助言を行う。
- (2) 学生が学期初めに行う履修登録に際し、指導・助言を行う。
- (3) 学生の履修未登録による不利益が生じないように、期限内の履修登録を徹底させるように務める。
- (4) 学生が履修取消し期間に行う履修登録の削除に対して、承認を与える。
- (5) 学期初めに行うガイダンス等を計画・実施する。
- (6) 保護者や保証人等への連絡・助言等を行う。

- (7) インタークシート（学生に関する成績情報、履修状況、面談記録等を記載したファイル）を作成し、学生の修学状況の把握及び指導に役立てる。
- (8) その他必要と認めた事項についての指導・助言を行う。

※GPAにより学科等が行う主な修学指導の内容とそのGPAの基準は別に定める。

事務職員は、学生が学修成果の獲得に向け、授業内でどのような指導を受けているかについて、授業最終回の授業評価アンケートや、学生の出席状況、学習支援センターにおいて行われている入学前教育（オンライン教材「ちゅっぴいドリル」）の実施状況、単位の修得状況などを把握し、間接的に学修成果を認識している。

また、事務職員は授業時間割の調整、各教員に合わせた効果的な教育が実施可能な教室の調整、非常勤教員科目の学生出席状況の把握および学科教員への報告を通し、学生が学修成果を獲得するための一端を担っている。また、教員の補助として教材を用意するほか、各種委員会で担当する業務を行い、学修成果獲得に貢献している。

各学科の教育目的については、年度始めに行われる短期大学教員研修会や教授会などにおいて発表される情報を事務職員も把握しており、前年度の目標に対する到達状況や、今後の課題なども含め、教員と同じレベルで教育目的を把握している。各学科内において議論された内容についても、毎月の部局長会議において、事務局各次長・課長が報告を受けており、年度途中であっても、状況の把握が可能となっている。

事務職員は、どの部署でも学生の履修や卒業に関わる業務が直接的・間接的に存在しているため、それらの業務を通じ、学生生活の多くの場面で、学生を支援している。

学生の成績記録は、「学校法人青森田中学園文書取扱規程」、「学校法人青森田中学園文書保存規程」により、適切に保管している。学生原簿（学籍簿）（成績原簿）は永年保存、出席簿・成績評価表など教務関係は5年保存であることが明記されている。また、本学の教務システムである「GAKUEN」においても、平成9（1997）年度卒業生の情報から電子化し、保存している。

本学で設置している図書館情報センターでは、学生の学習を円滑に進めるための資料整備や図書館内の環境整備を行っている。図書館においては、3名の司書（内、1名は司書教諭免許も所持）、そのほか学生の学内ワークスタディが交代でカウンター業務、レファレンス業務などの図書館業務全般にあたっており、平日であれば、朝の8時30分から夜の21時まで図書館を開館し、学生の学習向上のためのサポートを行っている。図書館内では、30台の貸出用のノートパソコンの設置、無線LANアクセスポイントの整備、さらに、ラーニング・コモンズスペースを設置している。このスペースでは、学習会話を可能とし、学生同士が教え合う、議論し合う環境を整備し、活発に利用されている。また、図書館情報センター会議では、設備の充実や利便性を向上させるため、活発な意見交換が行われている。

教職員に対しては、1人1台以上のパソコンが配備されており、授業の資料作成から一般的な事務的業務まで、幅広く活用されている。また、学内ポータルサイトや、Microsoft Teams、SharePoint、FormsなどMicrosoft365の機能を活用し、授業のみ

ならず、学科内および委員会等の情報共有の手段として活用している。

本学では、情報処理科目を全学科に設置し、必修科目としている。いずれも学内の情報処理演習室で授業を実施し、Microsoft Word、Excel、PowerPointなどの基本的なソフトウェアの使用法のほか、情報セキュリティや情報モラルなど、コンピュータリテラシーの向上のための授業を実施している。

このように、日常的に教職員および学生が大学の設備活用やコンピュータを利用するように努めており、学校運営においてコンピュータは活用されている。

学内のLANは、学内各所に無線LANアクセスポイントが設置されており、すべての建物内でフリーWi-Fiが利用できる。

なお、令和4年度入学生より、入学時から個人デバイスを準備する「パソコンの必須化」を開始し、令和5年度には学生のパソコン保有率は100%となった。教員は授業内外でパソコンを使用するよう授業方法を工夫することで、パソコンの利用を促進している。

日常発生する情報機器等に関する疑問やトラブルには、図書館情報センターの情報処理技術員が個別に対応しており、各教職員の技術向上の一端を担っている。また、基幹教育センター内にICTワーキンググループを設置し、遠隔授業実施のためのマニュアル整備並びに研修会を開催するなど、教職員の全体的なコンピュータ利用技術の向上に取り組んでいる。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学修成果獲得に向けて学習支援を組織的に行っている】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生支援のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択ためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 Ⅱ-B-2 の現状＞

本学は入学手続き者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報提供と、入学後の学修にスムーズにつなげることを目的に、入学前サポートプログラムを実施している。本プログラムは、入学前の数か月で実施する高校での学習を活かした、学修意欲の向上や基礎学力の定着、また大学生活に対する不安の解消、学生の連帯感の形成

など多様なプログラムで構成されている。

具体的には総合型選抜入学予定者向けにスクーリングを実施している。食物栄養学科は、栄養士の仕事や大学での学びを題材とし、教員のきめ細かい指導のもと主体的に学習を進め、入学前教育の実施に注力するとともに、入学前の不安解消に役立てている。なお、本プログラムで学んだ学修成果は、入学後の授業で新入生全体に向けて発表を行っている。

幼児保育学科では、希望に合わせて複数回の入学前ピアノプライベートレッスンやグループレッソンの時間を設け、ピアノに対する入学前の不安の軽減、また、入学後の学修効率の向上に寄与している。

本学は入学者に対し、新入生オリエンテーションを2日間にわたって実施している。新入生オリエンテーションでは、学長より建学の精神、教育理念、卒業までに身につけてもらいたい学修成果などを学生便覧に基づき説明している。その後事務職員からは、学生便覧に基づき、学生生活、学生サポート、施設設備、課外活動などについて詳しく説明している。

新入生の全体オリエンテーション終了後は、学科ごとに分かれ、学科の三つの方針をはじめ、履修やカリキュラムに関する説明について、綿密なオリエンテーションが行われている。なかでも、各学科で取得できる資格・免許を活かした専門職については、より具体的な役割や必要な知識と技術を説明し、その内容をもとに各学科の教育目的や資格取得に向けての心得について言及することで、学習の動機づけを行っている。そのうえで全体的なカリキュラムの構成や履修の仕組みの説明を行い、主体的な学びにつなげている。入学時以外にも学期ごとに始業ガイダンスを行い、カリキュラムや履修に関する説明を行うとともに、資格に関する各科目の選択についてさらに詳細に説明している。

本学では令和4年度より、学生便覧をデジタル化し、ホームページ上で公開している。学生便覧には各学科の教育目的、教育課程表、履修の手引、学生生活の手引などが記載されている。その他、新入生には、充実したキャンパスライフを送ってもらうために、「新入生へのメッセージ」を配付し、キャンパスマナーなどについて周知を図っている。

本学では入学前教育としてオンライン教材「ちゅっぴいドリル」を導入している。2月までに入学手続きが完了する試験区分における入学予定者を対象に実施しており、各学科の学びの特性にあわせたコース・教科を選択し、各学科の達成基準を設定している。また、リメディアル教材としても活用し、学科と学習支援センターが連携をとって学修支援にあたっている。

本学ではクラスアドバイザー制度を活用し、学生の学習上の悩みに対応している。この制度は各学科、各学年にクラスアドバイザーとして教員を3名程度配置し、学生の学習・生活状況を把握しながら必要のある場合に指導や助言を行う体制を築いている。その体制をもとに専任教員や非常勤教員から各科目に関する情報を収集し、クラスアドバイザーが学生の相談・助言にあたっている。直接的な対応はクラスアドバイザーだけに留まらず、学科会議などで共有した情報をもとにそれ以外の専任教員や事

務職員も学生からの相談等に適宜対応している。また、学習支援センターにも学生相談を担当する学生相談員がおり、クラスアドバイザーと連携を取りながら様々な相談に対応している。さらに、例年7月に教育懇談会を開催し（令和6年度は7月6日）、様々な悩みに対して早期に対応できる体制を整えている。悩みが深刻になる前段階で父母等と面談することができ、退学率の低下等の高い効果が期待できる。

学習面において進度の早い学生や優秀学生には、四年制大学などへの編入や進学の手導を個別に行っている。加えて、各資格課程履修者における優秀学生には、卒業式関連行事内において、資格を発行している協会から「会長賞」などが授与され、特別研究において優秀な学生には学長から優秀賞、準優秀賞、努力賞が贈られる。

また、「青森中央短期大学表彰規程」を設け、学習面のみならず、人物的にも他の学生の範となった学生に対し「学長賞」を授与している。

本学の留学生の受け入れについては、特別選抜（留学生）入学試験を導入し、受入可能としているが、現在留学生は在籍していない。

留学生の派遣については、「海外留学プログラム」を整備している。本プログラムでは、短期・中期留学プログラムを複数準備し、異文化に触れ、現地での貴重な交流を体験する機会を提供している。平成30年度に3名の学生が3週間から4週間の留学を経験した実績以来、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和3年度まで留学実績はなかった。令和4年度に1名が春休みの期間を利用しオーストラリアに3週間の短期留学をした。毎年、留学に興味を示す学生はいるものの、令和5・6年度は実現には至っていない。

支援としては、「学校法人青森田中学園海外留学奨励費規程」を設け、学生の費用の一部負担や、語学支援講座として併設の青森中央学院大学に在籍する留学生を講師とした語学準備講座、ネイティブスピーカーを講師とした英会話講座等を開講し、積極的に海外留学の促進を図っている。また、留学を単位化するため「海外研修（教養科目1単位）」を設置しており、学生が留学に、より一層積極的になれるよう、体制を整備している。

これらの学習支援は、学生の学修ポートフォリオに蓄積された情報や学期ごとに作成される「主要科目習熟度証明」、「授業評価アンケート」、「成長実感・満足度アンケート」などの各種アンケートから収集した情報に基づき、学科会議等で学習支援方策を点検している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

本学の学生生活を支援する部門としては、学生生活の中心となる学習に関わる多くの業務を担当し、自治組織である学友会をサポートする「学務委員会」、学習相談、生活相談、健康相談、家庭や対人関係に関する相談などの各種相談業務や、サークル等学生団体を支援している「学習支援センター」、学生の寮生活を支援する学園共通委員会である「学生会館運営委員会」がある。また、各学科ではクラスアドバイザー制度を設け、各学年に2～3名程度の教員を配置し、学生生活全般のサポートを行っている。

さらに、特別研究担当教員も担当学生のサポートを行い、学生に対し多様なサポート体制を敷いている。月に1度開かれる学科会議では、クラスアドバイザーより学生の情報が共有され、支援が必要な学生に対しての情報共有と方策が話し合われている。

また、必要に応じて、学生生活支援課および学務課と連携をとり、協同で支援にあたっている。

本学は、学務委員会と学習支援センターが中心となり、学友会と各種部活動、サークル活動（運動系2団体、文化系3団体）を支援している。青森中央学院大学と共通の部活動・サークル（運動系20団体、文化系28団体）も多く、設置校の垣根を越えて学生同士が交流し、各種の活動を楽しむ様子が見られる。

年1回開催される「学園創立記念行事（運動会）」や「翔麗祭（学園祭）」の企画運営は学友会が中心に行っており、意欲のある多くの学生がさまざまな活動に取り組んでいる。令和5年度からは、新型コロナウイルスが5類に分類されたことから、コロナ禍以前のように、創立記念行事および学園祭を実施し、学友会の活動を支援している。

幼児保育学科では、木曜日の2校時（10：30～12：00）に「サークル・ボランティア演習」という時間を設け、放課後の活動では中々実践できない、園児やお年寄り等を交えたサークル活動が展開できるよう工夫している。

本学にはカフェテリア（学生食堂）が一ヶ所、キャンパスショップ（売店）が一ヶ所設置されている。近隣にはコンビニエンスストアも存在するが、学生の多くは学内の施設を利用している。カフェテリアで作られたランチ弁当もキャンパスショップで

販売されている。上記の施設の他に、学内にはテーブルとイスを数多く設置し（7号館フリースペース 80 席、2号館学生ラウンジ 44 席、1号館 1階 75 席）、学生が休み時間や空き時間に自由に談話や学習ができる環境を整えている。また、学園の歴史や現在の活動を伝える展示コーナー「+C（プラスシー）」内には、ベンチ、展示ケース、机、掲示板、ホワイトボード、ボックス席、シンク等様々な機能を有し、学生は自由に活用している。

学内には「こぶし会館（女子専用寮）」、「国際交流会館」、「学術交流会館」の三つの学生寮が整備され、宿舎を必要とする学生に提供している。学生会館運営委員会では、各会館の情報交換や学生から積極的に意見聴取し、寮の生活環境の充実に努めている。アパートの斡旋は行っていないが、情報提供を行っている。また、学生会館運営委員会が中心となって、「歓迎会」「お別れ会」などを企画・実施しており、それらの企画・運営を行っている。

長期の休業期間を除き、平日は青森駅から本学までスクールバスを運行している。自動車や自転車通勤する学生に対しては、駐車場自治会、駐輪場自治会に加入したうえで、駐車場、駐輪場を提供している。駐車場は、学生用駐車場を 3ヶ所設けている。

経済的理由で学費の納入が困難な学生に対しては、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の各種奨学金、各市町村の奨学金などを案内している。また、銀行の教育ローンの紹介や、株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、株式会社セディナと教育ローンを提携している。これら教育ローンは、本学ホームページ上でも確認や申込みが可能となっており、利用者に対しては、年度の利息の全部または一部を奨学金として支給する「学校法人青森田中学園教育ローン利子補給奨学金」を実施している。学費分納などについても個別の事情を勘案し柔軟に対応しており、経済的な理由で学業の継続が困難とならないよう、大学全体で学生をサポートしている。また、令和 2 年度入学生より、給付奨学金制度を 2 つ、学生寮費免除制度を 1 つ新設し、さらに、令和 4 年度からは社会人入学者で高校 3 年生までの子を持つ方を対象として「子育て世代応援奨学金制度」を新たに設け、経済支援の拡充を図っている。

本学は、学習支援センター内に、健康管理室、学生相談室を設け、各種相談業務や体調不良などの学生に対応している。健康管理室には保健師を 1 名、学生相談室には公認心理師を 2 名配置し、「学生相談室・健康管理室合同会議」を毎月開催することで、連携を密にとっている。また、相談専用のメールアドレスを設けるなど、学生が相談しやすい体制を整えている。

学生生活に対する学生の意見や要望に関しては、クラスアドバイザーや、特別研究の担当教員などが受け付けているほか、「授業評価アンケート」、「教育活動向上のための意見フォーム」「成長実感・満足度アンケート」、「学生会館に関するアンケート」、「青森中央短期大学イメージ調査」、「学生 FD から出された意見等一覧」によって、学生の对本学に対する要望全般を把握し、問題の改善に努めている。

本学には現在留学生は在籍していないが、併設の青森中央学院大学には多数の留学生が在籍し、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

社会人学生受け入れについては、社会人向け入学試験制度を設けている。11月には「社会人のための個別進学相談会」を実施し、令和6年度は食物栄養学科6名、幼児保育学科2名の学生が入学した。社会人学生の多くは、年齢差や勉学に対して大きな不安を抱えて入学してくるため、クラスアドバイザーや特別研究担当教員および学務課・学生生活支援課職員が中心となり、支援を行っている。

障がいのある学生を受け入れるための施設整備や支援体制において、学内の各棟にはスロープが設けられ、建物入口を含め車いすでの通行が可能となっているほか、車椅子階段昇降車を導入し、実質的な完全バリアフリー化を実現している。また、学園全教職員を対象に、障害に対する知識の修得と意識の統一を図るべく、定期的に研修会を開催するよう心がけている。また、令和6年4月1日施行の改正障害者差別解消法による本学を含む民間業者への合理的配慮の提供の義務化を受けて、実習科目やインターンシップにより学生が赴く学外の機関に対し、学生への合理的配慮の提供を依頼するなど、修学が円滑になるよう支援している。

令和5年度には、職業を有している、あるいは育児・長期介護等の様々な理由により標準修業年限では本学の教育課程の修了が困難な学生を対象として、長期履修制度を設け、令和6年度に制度を利用して1名が入学した。対象者は、2年分の学費で最長4年間自分のペースで学ぶことができる。履修の仕方については、アドバイザーからのアドバイスを中心として学科の特性を踏まえつつ、柔軟に対応できるよう組むことができる。

また、本学は「青森中央短期大学表彰規程」により「青森中央短期大学功労賞」を定め、学業だけではなく、社会的活動を積極的に評価できる仕組みになっている。学内で把握している活動以外にも、学生の社会的活動の状況を学修ポートフォリオに記載することで、活動による学修成果を積極的に評価し、ディプロマ・サプリメントにも記載する仕組みを作っている。

学生の社会的活動（地域活動・地域貢献・ボランティア活動など）は、入学・卒業時の学長式辞やオリエンテーション時の学長講話、各種メディア、学内の広報活動、オープンキャンパスで積極的に取り上げ、学生の活躍を学内外に公表している。食物栄養学科はイオン東北株式会社との連携による「ちゅっぴいおすすめ！青森の味お楽しみ弁当」を販売した。この取り組みは2012年より青森県と地産地消弁当を共同開発しており、学生が考案したレシピが商品となり販売されるという経験を通して、地域活性化に寄与している。さらに令和3年度からは、JA青森広報誌に掲載する野菜のレシピの作成・提供の活動も行っており、県産野菜の消費促進、地産地消に貢献している。

音楽レクリエーションの研究と外部活動を行う『中短音れくサークル』は、保育関連施設、グループホームなどの高齢者福祉施設や一般向けに楽しい音楽レクリエーションを提供し、地域の方々の健康や交流の場となるよう、地域の公民館などで活動している。令和6年度は高齢者福祉施設・保育所に出向き、楽しい音楽レクリエーション活動を行った。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学・留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学では、求人情報を集約し効果的な就職支援を行うために、法人組織として設置しているキャリア支援センターでは、幅広く学生の就職活動を支援している。キャリア支援センターは学生の就職相談窓口であり、その利用方法や利用上の注意点について、学生便覧にて全学生に周知している。キャリア支援センター職員は、個々の学生にカウンセリング、面接指導、履歴書添削などを行い、入学時から卒業後の進路選択までの各段階の相談において、きめ細やかな対応・助言を行っている。キャリア支援センター内では、過去の求人情報や卒業生の就職活動報告、就職関連の書籍・資料を閲覧できるよう整備・管理されており、さらに学生が積極的に就職活動に関する情報を入手できるよう、パソコン3台・プリンタ1台を設置している。また、コロナ禍における企業のWEB説明会や面接に対応するための防音個室を整備した。

キャリア支援センターでは、求人動向や学生の就職活動状況に関する事項、キャリア科目における学生全体の意識や進路希望の動向に関する事項、就職活動を支援するためのツールやセミナー運営に関する事項、その他必要と認めた事項の現状把握と問題解決に努めている。学科ごとの教員による進路支援は、各学科・学年に配置されるクラスアドバイザー、キャリア担当教員との連携で、学生に対しきめ細やかに支援を行っている。

キャリア支援センターでは、各学科の意向や学生の就職活動の時期を考慮し、就職支援セミナーなどを開講している。就職支援セミナーについては、シリーズ化し各学科の学習進度状況や、学科に必要な時期に合わせて実施している。講師はセミナーの講座内容に応じ、キャリア支援センター職員や外部講師を招いている。講座内容は4つに大別され、①履歴書作成や面接などの採用試験対策を中心としたもの、②県内の資格、免許職を取り巻く現状と活躍する卒業生の講話、③ビジネスマナー、スタイリング、メイクなどを含めた実践講座、④就職活動報告の学内ポータルサイト入力・点検に伴うサポートを、就職活動の時期とキャリア科目「キャリアプランニング」の進捗状況とのバランスを考慮し、計画・運営している。

令和6年度のキャリア支援センターが主体的に行った講座やガイダンスは、次のとおりである。

【令和 6 年度就職支援セミナー 一覧】

< 食物栄養学科 2 年 >

No	日 付	内 容	講 師
1	3 月 22 日	就職活動について ＜キャリア支援センターの利用＞	キャリア支援センター
2	4 月 4 日	就活メイクと履歴書の写真撮影	メイク：ポーラ青森 写真：フォトシバタ
3	4 月 19 日	「面接の基本動作（web 面接含む）」 ※面接時、上着やバッグはどこに置きますか？パソコンの設置位置で好感度が変わる！	キャリア支援センター
4	7 月 20 日	「幼稚園、保育園等合同説明会」	食物栄養学科 キャリア支援センター
5	2 月 28 日	「社会人としての心構え」 ※幼児保育学科と合同	一般社団法人日本ストレスチェック協会
6	個別対応	ポータルサイトを利用して「就職活動を報告しよう」	キャリア支援センター

< 食物栄養学科 1 年 >

No	日 付	内 容	講 師
1	7 月 20 日	「幼稚園、保育園等合同説明会」	食物栄養学科 キャリア支援センター
2	1 月 24 日	「学内企業就職説明会事前指導」 「実践マナー講習 -就職相談会での立ち居振る舞い-」	キャリア支援センター
3	3 月 4 日 3 月 5 日 3 月 6 日	学内企業就職説明会	キャリア支援センター

< 幼児保育学科 2 年 >

No	日 付	内 容	講 師
1	4 月 4 日	就活メイクと履歴書の写真	メイク：ポーラ青森 写真：フォトシバタ
2	5 月 27 日	「就職活動について～園選びから内定までの動き、ポータルサイトの利用について」	キャリア支援センター
3	6 月 29 日	「県外保育園合同説明会」	キャリア支援センター
4	7 月 20 日	「幼稚園、保育園等合同説明会」	幼児保育学科 キャリア支援センター
5	8 月 5 日 9 月 28 日	「保育者のたまごたち・園見学バスツアー」@弘前	キャリア支援センター
6	1 月 7 日	「電話応対について（保育者編）」	一般社団法人 日本ストレス協会

7	2月26日	「社会人としての心構え」 ※食物栄養学科と合同	一般社団法人日本ストレスチェック協会
8	個別対応	ポータルサイトを利用して「就職活動を報告しよう」	キャリア支援センター

< 幼児保育学科 1 年 >

No	日付	内 容	講 師
1	7月20日	幼稚園、保育園合同説明会	幼児保育学科 キャリア支援センター

食物栄養学科では、主に栄養士関連企業を本学に招き、就職説明会を行っている。令和6年度は説明会を3日間に分散し、少人数で行うことで、対面での説明会を実施している。学生は説明を受けて、企業研究の重要性や意欲、自己アピールの必要性などを感じ、学生一人ひとりが「就職に向けて何が足りないのか」を気づく機会にもなっており、就職に対する心構え・考え方が変化することで、就職率の向上につながっているものと評価している。

幼児保育学科では、「幼稚園・保育園合同説明会」を毎年度実施し、対面での説明会を実施している。県内から16施設が参加し、園担当者からは、園の方針や保育の特徴、求める人材等が説明された。

本学では、キャリア科目「キャリアプランニング（演習1単位）」15コマをコモンベシックスの卒業必修科目として全学科で開講している。学科の特性や進路を踏まえ、働くことの意義、自己理解・自己分析、職業理解、キャリア形成をカリキュラム化したものである。これは上表のキャリア支援センターが行う「就職支援セミナー」と、時期を連係させている。

就職の状況については、各学科会議で就職状況を確認し、検討課題について議論している。毎月の就職状況などは、部局長会議や教授会などでも報告し、状況を確認するとともに、月々の就職状況を始めとする蓄積されたデータを年度末に分析・検討し、次年度の就職支援に活用している。また、就職状況の具体的な数値や求人動向を踏まえ、学科ごとに適切な就職支援を行っている。さらに、過去の受験報告については、既卒学生がポータルサイト上に残した就職活動報告メモ（匿名）を、学生・教職員とにも閲覧することが可能であり、受験時や個別相談時に活用している。

進学・編入学に対する支援は、クラスアドバイザーをはじめとする学科ごとの教員が、学習支援センターと連携をとりながら行っている。食物栄養学科では、管理栄養士課程に編入学した経験のある教員や卒業生から講話を設け支援を行っている。

また、四年制大学等へ編入学する学生に対しては「上級学校への進学者に対する奨学金給付規程により、経済的支援も実施している。

留学について、国際交流課職員が留学のための各種手続きなど、留学前後の支援を行うとともに、「学校法人青森田中学園海外留学奨励費」により経済的支援を実施している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

令和 5 年度以降は海外留学プログラムに参加する学生がいなかったため、学生への働きかけについて、国際交流課、学科双方による検討・工夫が必要である。

長期履修制度については、令和 5 年度に検討を行い、規程の整備を完了することができた。令和 6 年度から本格運用を開始し、1 名が制度を利用した。今後は、制度利用者に対する丁寧な履修指導の実施とともに、制度運用上の課題を整理することが必要となる。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

1. リメディアル教育については、入学前教育からオンライン教材（ちゅっぴいドリル）を提供し、入学直後に実施状況を学科で共有することで、基礎学力等が不足する学生を早期発見し、学生支援につなげられるようにしていく。
2. 18 歳人口の減少に加え、社会人の学び直しの機会提供や、子育て世帯等が働く時間や家族の時間を確保できるよう、令和 4 年度より長期履修制度について検討していく。
3. 多様な背景を持つ社会人学生の教育環境の整備や支援体制の充実を図る取り組みとして、例えば子育てと両立して勉学に励む社会人を対象とした奨学金制度の導入などを検討していく。

【改善計画の実態状況】

1. リメディアルオンライン教材（ちゅっぴいドリル）について、前年度の反省を踏まえ学科教員で情報を共有することで、下位層の学生や困り事を抱える学生については、早期に発見し、サポートすることができた。
1. 将来構想委員会において、改めて長期履修制度の必要性について検討した。令和 5 年度に、入学試験委員会や学務委員会と協働し、具体的な制度作りに着手し、整備を完了した。令和 6 年度より制度運用を開始した。
2. 多様な背景を持つ社会人学生の教育環境の整備や支援体制の充実を目的に、高校 3 年生までの子を持つ方を対象に授業料の半額を免除する「子育て世代応援奨学金制度」を拡充した。令和 5 年度は 1 名の利用実績があり、社会人学生の支援に繋がった。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

海外留学プログラムへの推進活動として、実際にプログラムに参加した学生によるプレゼンテーションの機会の確保や、休み時間を活用した留学相談会を実施するなど

して、本学が提供できる情報以外にも、生の声を届ける場を増やしていく。

長期履修制度について、今後は、制度利用者の確実な履修に向けて履修指導に注力するとともに、申請手続き等、制度運用上の課題の洗い出しを行い、整理を進めていく。さらに利用しやすい制度になるよう改善していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、以下のように教員組織が編成されており、その専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

【青森中央短期大学専任教員表（令和6年5月1日現在）】

学科・専攻名 (専攻科を含む)	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全体 の入学定員に 応じて定める 専任教員数 (ロ)	設置基準 で定める 教授数	助 手	非常勤講師 備考	
	教授	准教授	講師	助教	計						
食物栄養学科	4	2	5	2	13	5		2	1	33	家政関係
幼児保育学科	4	2	5	2	13	7		2	0	15	教育学・保育学関係
(小 計)	8	4	10	4	26	12		4	0		
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数(ロ)							4	2			
合 計	8	5	10	4	26	16		6	0		

本学専任教員の年齢構成は、平均年齢で教授 60.3 歳、准教授 49.5 歳、講師 54.7 歳、助教 34.5 歳となっている。学科別においても次表のように推移しており、問題なく組織されている。

【年齢別教員数（令和6年5月1日現在）】

大学名	学部学科	～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上
青森中央短期大学	食物栄養学科	0	3	4	2	4	2
	幼児保育学科	0	2	3	5	1	2

本学では教員の採用時には、学位、教育実績、研究業績などの確認に必要な書類、証明書などの提出を求めている、それらを厳正に確認した上で採用している。その過程において、設置基準を充足していることを確認している。

専任教員の職位については、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の定める基準に準拠し「青森中央短期大学教員選考規程」、「青森中央短期大学教員選考（採用・昇任）に関する規則」を定めて運用している。

また、栄養士養成施設、保育士養成施設、幼稚園教諭二種・栄養教諭二種の免許状を取得できる教員養成課程、本学で取得可能な資格の養成施設に必要な教員についても、それらの設置基準に定める必要な教員数を配置しており、それぞれの設置申請書、東北厚生局が定める報告書において確認している。

専任教員の配置は学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき適正に配置され、非常勤教員についても、本学「学校法人青森田中学園非常勤教員規程」に基づいて採用し、保有学位や教育実績などを勘案しながら、それぞれの学科に適切に配置している。

実習・実験等の科目では、必要に応じて助手等が補助し、安全確保ならびに学習のサポートに努めている。

教員の採用、昇任は「青森中央短期大学教員選考規程」に基づき、厳正な審査の基に行われている。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

- (10) 専任教員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2の現状＞

本学の専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、その他）は、公開されている研究業績や、毎年刊行されている「青森中央短期大学研究紀要」から、学生の学び、教育実践に十分に還元されていることがうかがえ、教育課程編成・実施の方針に基づき成果を上げている。各専任教員は論文発表、学会発表、学会活動、その他国際会議の出席などについて、毎年研究活動の計画および活動報告を行っている。各専任教員の研究・教育業績を効率的に確認かつ公開できるよう、「research map」を用いて本学ホームページで公開、随時閲覧確認できる形をとっている。さらに、専任教員のより一層の教育研究活動の推進を図るため、「学長裁量経費」も運用しており、令和6年度は5件申請、5件採択されている。

外部資金獲得については、公募情報を学内専用サイトおよび一斉メールにて教員に随時周知し、申請書作成のフォローを行っている。特に科研費については、併設の青森中央学院大学との共催で例年「科研費公募要領等学内説明会」を実施し、申請・獲得を支援しているが、新型コロナウイルスの流行を機に対面開催に替えて一斉メールでの説明と資料・情報提供を行い、必要に応じて個別フォローを行っている。令和6年度の科研費課題は、代表1件、分担2件であった。

専任教員の研究活動については、「青森中央短期大学公的研究費の取扱いに関する規程」、「青森中央短期大学個人研究費規程」に加え、「青森中央短期大学研究活動行動規範」、「青森中央短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「青森中央短期大学研究倫理指針」、「青森中央短期大学『人を対象とする研究倫理』ガイドライン」が定められ、これらに基づいて行われている。さらに、人を対象とする研究の実施にあたっては、上記規程のほか「研究倫理審査部会運営要領」、「研究倫理審査 Q&A」により研究倫理審査の制度・体制が整えられている。また、研究倫理教育については、研究費を支給される全教員を対象に、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE）」の受講を原則5年度ごとに義務付けているほか、専門家を講師に招聘しての研究倫理研修会を不定期に実施するなど、充実が図られている。これら本学の規程や取組みについては、本学ホームページ内教職員専用サイトや資料配布、会議での趣旨説明を通じて学内教員に周知を行っている。

研究成果を発表する場として「青森中央短期大学研究紀要」を年1回発行し、令和6年度は5本掲載されている。また、教員の研究意識向上や情報交換、外部資金の申請・獲得の支援等を目的とした学内研究会「学術懇談会」を、併設の青森中央学院大学研究推進委員会との共催で、令和6年度は計3回実施している。

専任教員の研究室は、助教以上の教員に配置しており、食物栄養学科、幼児保育学科教員は2号館2～4階にそれぞれ配置している。また、食物栄養学科助手室は1号館1階、幼児保育学科助手室は2号館3階にそれぞれ配置し、さらに学科の打ち合わせ用として2号館4階にミーティングルームを配置し、有効利用している。

研究・研修時間の確保を目的として、専任教員には週に 1 日（助教・助手は半日）の研修日を設け、研究や自己研鑽の時間にあてている。夏期や冬期の長期休業期間には、各学科から交代で 1 名の学内研修を務めてもらう以外は、研究・研修の時間にあてている。また、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関しては、学長が必要と認めた場合には、それぞれの事情に合わせて柔軟に対応できる体制を整えている。

なお、規程については、今後、整備を進める予定である。

本学の FD 活動については、教学マネジメント委員会が中心となって実施し、「教学マネジメント委員会規程」に基づき FD 活動を実施している。令和 6 年度は短期大学全体で 1 回、青森明の星短期大学との共同 FD 研修会を 1 回開催し、「青森中央短期大学 望ましい教員像」に基づき、授業・教育方法の改善を行っている。なお、併設の青森中央学院大学との共催や、法人本部で開催される FD 研修会にも自主的に参加しており、積極的に教育改善に努めている。

青森中央短期大学 望ましい教員像

1. 建学の精神および教育の理念を十分に理解し、情熱と高い倫理観をもって教育・研究に取り組む教員
2. 教育活動に必要な知見と経験を有し、教育目標の実現に向けて学生一人ひとりの能力を引き出し、責任をもって学生を支援する教員
3. 研究者としての社会的な責務を果たし、研究成果を社会に広く還元する教員
4. 本学の特徴を理解し、他の教職員と協力・協働し信頼関係を築き、主体的に自らの役割及び職務を遂行する教員
5. FD・SD 研修などに積極的に参加し、継続的に研鑽を深める教員

第 1 回は、西九州大学短期大学部とオンラインによる合同 FD 研修会を行い、両大学から 60 名超が参加した。「短期大学が抱える課題とその対応について」というテーマを掲げ、更に「学校運営・連携」「学生募集」「学生指導・学生支援」「教育」の 4 つのテーマに分かれてグループディスカッションを行った。学科構成が似ている大学間での貴重な意見交換の場として、今後も定期的な交流を促進する取り組みを行っていく予定である。

第 2 回の青森明の星短期大学との共同 FD 研修会は、青森県発達障がい支援センターステップの臨床心理士・公認心理師 成田成美氏を講師に迎え、支援を必要とする学生に対して、学生指導や進路相談等、主体的な学びを行う上での関わり方や留意点等を学ぶことを目的として行われた。本県における発達障害に関する現状を共有する機会としても大変有益な研修となった。

また、本学は各学年 4～6 名程度「学生 FD スタッフ」を任命し、学生と教職員とで、前期・後期 1 回ずつ学生参加型 FD 研修会を実施している。学生から直接意見を聴取することで、授業改善のみならず、学修環境改善につなげている。

【令和 6 年度 FD 研修会等一覧】

	内容	日程	参加人数
令和 6 年度 青森中央短期大学・ 西九州大学短期大学 部との合同 FD 研修 会（オンライン）	テーマ：短期大学が抱える課題 とその対応について	令和 6 年 10 月 17 日	教職員 61 名 内訳） 本学 29 名 西九州 32 名
令和 6 年度 青森中央短期大学・ 青森明の星短期大学 共同 FD 研修会	テーマ：本県における発達障害 者の状況について 講師：青森県発達障がい支援セ ンターステップ 臨床心理士・公認心理師 成田 成美氏	令和 7 年 2 月 17 日	教職員 50 名 内訳） 本学 20 名 明の星 30 名

【令和 6 年度学生 FD 研修会等一覧】

	内容	学科・日程	参加人数
令和 6 年度 青森中央短期大学 学生 FD 研修会	テーマ：実習について	幼児保育学科 専攻科福祉専攻 令和 6 年 7 月 18 日	教員 3 名 学生 11 名
	テーマ：授業外学習における学 習方法について	食物栄養学科 令和 6 年 7 月 31 日	教員 3 名 学生 13 名
令和 6 年度 青森中央短期大学 学生参加型 FD 研修会	テーマ：伝えたい青森中央短期 大学の良さ・魅力	食物栄養学科 幼児保育学科 令和 7 年 2 月 4 日	教員 12 名 学生 11 名 職員 5 名

これらの学修成果を向上させるための各活動が分断的にならないよう、青森中央短期大学では各部門の長を中心とした部局長会議を設置し、各委員会活動の情報共有や活動調整を実施しており、各部門の連携を推進する場にもなっている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学修成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

「青森中央学院大学・青森中央短期大学事務局職員像」のもと、本学事務組織は教育研究を支援するため「学校法人青森田中学園組織規程」で定められた組織で構成されており、業務内容も規程に明記され責任体制が明確化されている。

青森中央学院大学・青森中央短期大学 事務局職員像

本学は、学園創立以来、教育理念である「実学教育」を志向して、建学の精神「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」を一貫して堅持し、豊かな人間性・高い倫理性を基に、幅広い教養と高い専門的能力と技能を備えた有為な人材を地域社会へ輩出してきました。

近年、世界や地域を取り巻く環境が激しく変化し、青森地域においても、少子化が急速に進行する中で、時代の要請に応える有為な人材をこれからも育成し続けるためには、複雑化する課題にも対処できる職員の能力開発と組織力の向上が必要だと考えます。

よって、本学は建学の精神に基づいた明確な職員像をここに掲げます。

① 学生第一の最適解を見出し、実行できる職員

職員が、学生の充実した日々を支援するには、多くの選択肢から最適な答えを導き出し、積極的に実行に移さなければなりません。そのために、様々な事象に対して、多角的な思考で情報を収集・分析し、主体的に解決策を計画・実行する職員を目指します。

② 信頼関係を構築し、協働できる職員

個々の職員が能力を発揮し、組織が大きな成果を収めるには、他者を尊重して信頼関係を構築し、あらゆる人と協力する必要があります。そのために、思いやりの心を基礎として、自己と他者を理解することに努め、コミュニケーションを取りながら、協調して仕事ができる職員を目指します。

③ 学ぶ意欲を常に持ち、自己研鑽できる職員

本学が永続的に発展し続けるには、組織としての成長に加え、個人の成長も欠かせません。そのために、社会人としての基本となるマナーをはじめ、幅広い知識と深い専門性を身に付け、常に向上心を持って学び続ける職員を目指します。

④ 自己を管理し、充実感を持って仕事ができる職員

職員が社会人として豊かな人生を送り、自己実現や長期的な目標を達成するには、組織的な取り組みとともに、セルフコントロールに努め、心の張りを保ちながら仕事ができることが大切です。そのために、自らの感情や意欲・モチベーションをはじめ、時間や体調を管理できる職員を目指します。

事務職員の所属に関しては、各課の業務内容や目的に応じて適切に配置している。また、毎年学内外で開催される研修会やシンポジウム、フォーラムなどのイベントに参加することにより、それぞれの担当分野における知識や技能の更なる充実に努めている。

【職員に関する事項（令和 6 年 5 月 1 日現在 単位：人）】

区分	青森中央短期大学	青森中央学院大学 (併設)	青森中央学院大学 地域マネジメント研究所 (併設)
専任職員	22	52	1

事務関係諸規程は適切に備えられており、これらに基づき事務組織の運営を行っている。諸規程は年度末に総務課において見直しを行い、規程集として適切に管理・保管している。

本部棟 1 階の本部事務局に企画課、財務経理・労務課、学務課、国際交流課、研究支援・地域連携課、入試広報課、学園広報・高大連携課が配置されている。キャリア支援課は、求人票の掲示スペースや就職に関する個別相談に対応する関係上、7 号館 1 階に配置され、業務にあたっている。学生生活支援課は、学習相談・学生生活相談・健康相談等、悩みを抱える学生が足を運び、十分なケアができる環境を整えるため、学生相談室と健康管理室を並列で 7 号館 1 階に配置している。

全ての職員は、専用のパソコンを所有しており、情報機器の割り当ては適切に行われている。また、それぞれの担当業務に必要な備品を配備しており、不足などが生じた場合には、適宜補充している。

令和 6 年度の SD 活動は、「青森中央学院大学・青森中央短期大学職員像」および「SD マップ」に基づき職員合同 SD 研修会を定期的に行い、「学校法人青森田中学園 SD 活動規程」に則った適切な SD 活動を展開している。職員を対象とした SD 活動は令和 6 年度より学生生活支援課の所管業務となり、企画運営と対外発信を行った。

また、本学は職員だけでなく、教員を対象とした SD 研修会や、教職員合同の SD 研修会もニーズに合わせて実施しており、教職員に必要とされているタイムリーな情報や知識を提供するよう工夫している。令和 6 年度は教学マネジメント委員会・学院大の FD 委員会の共催による SD 研修会を開催した。ベストセラーとなった『先生、どうか皆の前ではめないで下さい：いい子症候群の若者たち』の著者である金沢大学融合研究域教授の金間大介先生とオンラインで繋ぎ、「いまどき学生の行動心理の理解と職場での応用」というテーマで研修を行った。現代の学生の特性を知り、ハラスメントとしない接し方を理解する上で、大変貴重な研修であった。

【令和 6 年度職員対象 SD 研修会一覧】※時系列順

	内容	日程	参加人数
令和 6 年度 新任者研修	・「学校法人青森田中学園を知ろう」 ・「学務の基礎編」 ・「各種対応マニュアル（実践編）」	令和 6 年 4 月 19 日	教職員 7 名
令和 6 年度 前期合同 SD 研修会	「新 SD マップ策定ワークショップ」	令和 6 年度 9 月 13 日	職員 44 名
令和 6 年度 後期合同 SD 研修会	「新 SD マップ策定ワークショップ続編」	令和 6 年 12 月 27 日	職員 46 名

【令和 6 年度教職員対象 SD 研修会等一覧】

	内容	日程	参加人数
令和 6 年度 青森中央短期大学 ・青森中央学院大 学SD研修会（オン ライン）	テーマ：「いまだき学生の行 動心理の理解と職場での応用 」－『先生、どうか皆の前では めないで下さい： いい子症候群の若者たち』よ り－	令和 6 年 8 月 8 日	教員 60 名 内訳） 短大 20 名 学院大 40 名 職員 20 名

上表の合同 SD 研修の他、入職から 1 年未満の新任職員を対象に「新任者研修会」を実施し、本学園の建学の精神や沿革ならびに総務・教務系の基礎知識を学ぶ場を設けている。また、コロナ禍以後、いつでもどこでも研修ができるよう、新任者用のオンデマンドプログラムも準備している。

事務局長は、日常的な業務の見直しや改善について、年度始めの事務局の事業計画などとあわせて全職員に周知しているほか、次長・課長会議においても、随時業務についての改善を求め、各課が実行している。この会議は各部署が情報を交換し、連携を深め、協力して円滑な学校運営を行うために機能しており、学修成果向上に貢献している。また、毎朝実施されている各次長・課長間の業務調整は、職員朝礼とあわせ、事務局全体が情報を共有し有機的に活動するための役割を果たしている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業は「学校法人青森田中学園職員就業規則」（以下「就業規則」という）「学校法人青森田中学園育児休業規程」「学校法人青森田中学園介護休業規程」「学校法人青森田中学園臨時職員・パートタイム職員就業規則」（以下「臨時職員等就業規則」という）「学校法人青森田中学園職員給与規程」「学校法人青森田中学園教育職員の定年後の再任用に関する内規」「学校法人青森田中学園非常勤教員規程」「青森中央短期大学特任教員規程」を整備している。

就業規則および臨時職員等就業規則はホームページ内の「教職員専用サイト」で常時閲覧が可能で、他の規程については事務局内に備付し全教職員が閲覧できるように周知されている。

就業規則等に基づいて適正に管理されており、1 週間当たりの就業時間は 40 時間以内と定められている。

教育職員に対しては、週 1 日（助教・助手は半日）の研修日が設けられるように時

間割上の配慮がなされているほか、学生の長期休業期間中には業務に支障のない範囲で研修期間が設けられており、就業規則上も自宅研修を認めおり、令和 6 年度から労働時間管理簿を提出させることで法人本部が把握できる体制を整えた。

事務職員の勤務は就業規則により「1 ヶ月単位の変形労働時間制」となっており、オープンキャンパス、入試業務などによる土・日曜日出勤に対応できる体制になっている。また、学生の学修環境向上のために、図書館の開館時間延長（午後 8 時まで）や課外の学修指導に対処するため、始業・終業時刻を繰上げまたは繰下げするなど柔軟な勤務時間を就業規則に明記し、適正に管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教職員の労働時間管理が課題である。令和 7 年度中に出退勤管理システムの導入を検討している。さらには、教員については裁量労働時間制の導入を検討しなければならないと考えている。

ここ数年間はコロナ禍であったため、学生 FD スタッフの役割が、座談会メインの活動となってしまった。スタッフとして任命したからには、令和 7 年度は、教職員の FD 活動への参画や外部研修会への積極的な参加など、機会があれば、学生 FD スタッフの活動の幅を広げていけるよう、検討していかなければならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障害者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数

等が適切である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は情報資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

(11) 多様なメディアを高度に利用した教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

本学の校地・校舎は、併設の青森中央学院大学と併用して使用している。校地面積は 125,077 m²、校舎の面積は 26,943 m²となっており、いずれにおいても、短期大学設置基準の規定を充足している。

運動場についても、併設の青森中央学院大学と共用で、3号館(第1体育館・瑞力館)、10号館(第2体育館)、柔道場、サッカー場、野球場、屋内練習場、テニスコート、ハンドボール場を設置しており、十分に確保されている。

校地と校舎は、いずれもバリアフリーへの対応がなされており、各棟の入口にはスロープが設けられている。また、本部棟、3号館(第1体育館)、7号館、9号館、10号館(第2体育館)には、障がい者も利用可能なトイレを設置するほか、エレベーターには点字による操作表示がなされている。さらに、自走式の車いす階段昇降車を整備することで、エレベーターが整備されていない1号館では、食物栄養学科の専用教室である2階の調理室、幼児保育学科の専用教室である3階の造形演習室、同じく5号館ではPC演習室のある3階までのアプローチを可能としている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室などは、各校舎に整備されており、講義室24室、演習室7室、実験実習室13室、情報処理演習室3室を整備している。

上述の各講義室などには、講義・演習・実験・実習等に必要な機器が、栄養士養成課程、保育士養成課程に必要とされる基準を充足する形でも整備されており、主要な教室にはAV機器、スクリーン、プロジェクタが設置されている。3室ある情報処理室には合計160台を設置、アクティブ・ラーニング教室には合計30台の学生用パソコンを備え付けている。アクティブ・ラーニング教室では、机を自由に組み合わせてのグループワークや、備付ノートパソコンを活用し、インターネット等を介した授業の実施も可能である。

また、地域の自然を学べる生きた教材である『ビオトープ』が学内に設置されており、「センス・オブ・ワンダー」をコンセプトに、授業での活用・学生サークル活動での活用・附属幼稚園の保育活動での活用・地域への活用を四つの柱とし有効活用されている。

学習資源センターとしての役割は、本学の場合図書館が果たしており、図書館の面積は、1,952 m²である。ラーニング・コモンズを含めた本学の図書館は、閲覧席318席、104,000冊が収納可能な設備を有している。学園で保有している蔵書数は105,597冊(うち外国書6,529冊)である。学術雑誌受入タイトル数は159誌(うち外国書が17

誌)、電子ジャーナルタイトル数は 11 誌(うち外国書 9 誌)、また論文単位で文献を利用することができるトランザクション契約も導入し、幅広い分野の文献が閲覧可能となっている。映像資料は 1,595 点整備している。なお、上記のうち、短期大学として所有している図書の状況などは次の通りである。

【青森中央短期大学図書状況一覧(令和 6 年 5 月 1 日現在)】

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書](種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル [うち外国書]			
食物栄養学科	6,972[125]	18[2]	2[2]	85		
幼児保育学科	7,808[151]	15[0]	0[0]	136		
専攻科福祉専攻	442[0]	6[0]	0[0]	35		

図書館では、「青森中央学院大学・青森中央短期大学図書館 資料収集方針」および「図書館資料廃棄に関する内規」に則り、資料の収集および廃棄を行っている。収集については、教員選定を毎年前学期と後学期の 2 回実施し、学科の特性をふまえた図書の収集を行っているほか、学生リクエスト図書も随時受け付けており、学生の希望した図書が購入できるシステムを整備している。

本学では体育館(瑞力館)を整備しており、その面積は 2,325 m²である。短期大学の体育館の主な用途は、入学式・卒業式等諸行事のほか、幼児保育学科の体育実技系の科目およびサークルなどが使用している。また、本学は第 2 体育館(2,242 m²)も整備されており、主に併設大学の強化指定部活動が放課後使用している。

スクリーンやプロジェクタ等が備え付けられている主要な教室以外でも、ICT を活用した授業が適切に実施できるよう、授業専用ノートパソコンを 5 台、持ち運び可能なプロジェクタを 3 台、可動式スクリーンを 4 台準備している。

また、本学では通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔授業の必要性が高まり、教員の ICT リテラシー向上のため、専任教員に対し常に準備を呼びかけた結果、全ての教員が遠隔授業を実施できるまでとなったが、オンデマンド(録画視聴)型の授業や非常勤講師の遠隔授業を支援するため、遠隔授業専用のノートパソコン 4 台、iPad 4 台、web カメラ 4 台、イヤホンマイク 4 台、ビデオカメラ 2 台、ビデオキャプチャー 2 台、スピーカーフォン 1 台を準備し、対面型授業から遠隔授業へ移行した際、通常、対面授業で使用している教室 3~4 室を、素早く「簡易スタジオ」へ変更する準備も整えた。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。

- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2の現状＞

固定資産及び物品の管理については「学校法人青森田中学園固定資産及び物品管理規程」により、電気設備点検、消防設備点検、エレベーター設備点検、ガス点検、給水設備点検、水道水質検査など、適正に定期点検を実施し、施設設備、物品を維持管理している。

本学は火災・地震発生時に対応した「危機管理規程」、「防災規程」、「危機管理マニュアル」などの諸規程を整備している。また教室ごとに火元取扱責任者を配置し、定期的に管理・点検を行っている。また、本学園では自衛消防団が組織されており、理事長・学長を隊長とし、全設置校の教職員が「救護班」「消火班」「避難誘導班」「搬出班」「指揮連絡班」の5班にそれぞれ配置されている。災害が発生した場合は速やかに動けるよう、配置および役割は、年度初めの学園研修会で確認している。

さらに、本学園は「防災に強い大学」を確立するため、学園推進プロジェクトとして事務局職員から構成される「防災プロジェクト」を組織し、防災体制・防災設備・備蓄等を整え、本学の特色を活かした防災活動に取り組むとともに、学園の防災意識向上と防災システムの点検・改善を行ってきた。「防災プロジェクト」は令和5年度いっぱいでの役割を完了し、令和6年4月1日より事務局の組織変更に合わせて新たに設置された学生生活支援課がその業務を引き継いだ。学生生活支援課には、それまでの旧学習支援課の所管業務に併せ、本稿冒頭に表された固定資産と物品の管理、施設設備の維持業務を旧総務課から受管したほか、学生会館の運営管理も移管され、キャンパス内の施設や設備の状況の把握を把握した上での一貫した防災体制の整備が可能となった。令和6年度の主な取り組みとして、9月9日に教職員を対象とした消防訓練及び防災訓練を実施し、実際の消火栓を使用した消化訓練や受傷者の搬送訓練のほか、第2体育館を避難所として開放した際を想定した机上訓練を行い、防災意識を高める取り組みを行っている。

また、防災ヘルメットを全教職員数分揃え、有事の際にいつでも装着できるよう設置している。

令和6年6月11日には全学を対象とした避難訓練を実施した。避難訓練実施の際は、学生・教職員が速やかに安全確保できるよう、避難方法・避難経路や教職員の緊急時における役割を手引書にて明示するとともに、教職員を対象に避難訓練実施後のアンケートを用いて、本学の防火・防災体制における課題を洗い出した。また、同日において、キャンパス内にある4つの学生寮を対象とした合同避難訓練を実施し、キャンパスで生活する学生の救護体制の向上に努めた。実施にあたっては、学生会館のフロアリーダーである学生と事前の打ち合わせをおこない、避難経路や避難誘導方法、その他付随する事柄について認識の共有を図り、学生の防災に対する意識の涵養促進を

図った。

また、有事の際の学生会館生を主とした救護対象のための備えとして、300 名が 3 日間過ごすことができる非常食の整備、冬季にも安全で快適に過ごすことができるための非常用発電設備や、プライバシー確保など避難所での QOL 向上を可能にするテント型仕切り（クイックシェルター）の整備が令和 6 年 2 月に完了している。

また、キャンパス内の建物は一棟を除き耐震基準をクリアしており、耐震化未実施の一棟であった学生会館のひとつである自適館は、その危険性を考慮し、令和 7 年 3 月をもって閉鎖し、居住していた学生の国際交流会館への転館を完了している。なお、当該の建物は令和 9 年度までに取り壊しが予定されている。

危機管理マニュアルにある「事象別危機管理マニュアル」では、地震、風水害、火災、事件・事故、交通事故、不審者、感染症、新型インフルエンザ、盗難・破損、犯罪発生などに関する緊急時の具体的対応が示されている。

新型コロナウイルス感染症の全国的な流行を受け、「危機管理規程第 7 条」および「事象別危機管理マニュアル（感染症）」に基づき、理事長を本部長とした「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症に関わる様々な事案について検討を重ねてきた。入構検温の実施、手指消毒の徹底、3 密を徹底回避（座席指定、履修人数制限、教室の換気等）、県外出張の規制などにより、コロナ禍においても、年間のほとんどを対面で授業することができた。

令和 5 年 5 月の新型コロナウイルス感染症に係る政府による規制緩和においては、本学も政府の決定に従い様々なルールの変更を行い、学生にコロナ禍前の環境を改めて提供し、特に課外活動の再興への支援に努めた。

平成 28 年度より、青森中央学院大学、青森中央短期大学を設置する学校法人青森田中学園と青森市が「災害時における避難所等としての施設使用に関する協定」を締結している。地震などの災害時に本学 3 号館（第 1 体育館）、9 号館（学術交流会館）、野球場、10 号館（第 2 体育館）、11 号館（屋内練習場）を避難場所および避難所として運用でき、760 名の市民を収容することが可能となっている。

情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」に基づいて各事務局員が使用するパソコンにアンチウイルスソフト（ESET Endpoint Antivirus）を必ずインストールし、サーバでウイルス定義ファイルの更新状況や検知状況を把握できる体制を整えている。このほか、ファイアウォールの構築や、メールサーバでのウイルスチェックなども併用している。

教職員の ID・パスワードについては、図書館情報センターの限られた職員しかアクセスできないよう管理されており、外部漏えいの可能性を極力抑制するよう努めている。

省エネルギー対策として、キャンパス内の LED 化を進め、廊下・ホールなどに人感センサーを設置しているほか、各照明スイッチに節電に対する啓蒙シールを貼付するなど、学生・教職員に対する意識づけをしている。6 月から 9 月までの期間においてはクールビズを実施し、消費エネルギーを抑えるよう努めている。紙で印刷していた会議資料や授業の資料は、Microsoft365 の導入により web 上にアップロードし閲覧する

ことで、ペーパーレス化も進んでいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

物的資源や施設設備など、ここ数年、特に ICT に関しては新型コロナウイルスに関連した備品等の設置や準備等を行ってきたが、今後は文部科学省が推進する教育 DX について検討し、必要な備品・設備について考えていかななくてはならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学修成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学修成果獲得のための情報処理教育を実施している。

教育面では、各学科において、「情報処理演習Ⅰ（必修）」「情報処理演習Ⅱ」を開講し、技術向上に関するトレーニングの機会を提供している。また、リベラルアーツ教育改革の一環で、令和 6 年度からは国が推奨する数理・データサイエンス・AI 教育（リテラシーレベル）を全学必修化し、新たに科目として「データサイエンス・AI 基礎」を開講した。これらの授業を通じて、学生は、卒業までに、現代社会における日常生活、仕事等の場で必要となるデータサイエンスの基礎知識やパソコンを使用した実践

力を主体的に身に付けることができるようになっている。

授業外の学生への支援としては、入学時に新入生に対してポータルサイトや Microsoft365 の利用法に関するガイダンスを必須とし、情報リテラシーの向上を支援している。さらに、教育への Microsoft365 活用を進め、授業内外問わず、資料配布、課題提出および教員への各種問い合わせなどに Microsoft365 アプリケーションで対応する科目や機会を増やし、学生が恒常的に ICT を活用するよう工夫している。

令和 4 年度新入生より、社会情勢を踏まえ、ノートパソコンの必携化を開始した。あわせて、新入生に対しては毎年、必携化や本学の ICT 教育の意義、必携化に伴い必要な技術的支援である Wi-Fi の接続方法や、ノートパソコンの利用に関するルール等を記した「パソコン必携の手引き」を入学時のガイダンスで配布し説明している。経済事情等によりノートパソコンの準備が困難な学生に向けた無償貸与制度等も整え、学生の学修環境に影響がないような体制を整えている。

教員への ICT 活用教育の推進・支援の面では、「遠隔授業実施ガイドライン」や「オンライン授業基本操作マニュアル」、「ICT 活用教育事例レポート」などを作成し、情報リテラシー向上や ICT 活用教育の推進のための情報を提供している。

技術的資源や設備などは、計画的な更新と定期的なメンテナンス等を行い、セキュリティの確保と安定した ICT 環境の提供を図っている。情報処理棟である 5 号館には専門職員を配置し、学園全体の設備・システムの保守業務をはじめ、学生のパソコン利用環境の整備や操作指導の支援にあたっている。また、学内各所の情報機器に関してもハードウェア・ソフトウェアとも、定期的に更新を行っている。

各学科で管理する免許・資格取得に必要な施設および機器備品類は、各種法令に基づき適切に設置している。更新が必要な備品・破損している備品などのチェックは、年度末に各学科で点検・確認を行っている。

技術的資源の分配については、学生・教職員とも適切に配分されている。学園全体で配分等を検討し、学園組織である基幹教育センター会議等において議論され、教育上の必要性等を踏まえた見直しが行なわれている。

学内のコンピュータ設備としては、学生が使用できるパソコンとして、情報処理棟（5 号館）に 160 台のパソコンを配備しているほか、図書館にも 30 台の貸出パソコンを配置し、図書資料と併せて使用することで、学習効果を高めてもらうよう工夫している。教職員向けには、教職員に業務用に各 1 台のパソコンを配備し、さらに授業用として事務局に 5 台の貸出用ノートパソコンを備え付けている。

学内の各所には学内ネットワークに接続できる無線 LAN のアクセスポイントを整備している。これにより、教員は学内であれば場所の制限を受けることなく授業用の資料・教材にアクセスすることができる環境が整っている。学生は、登録制の学内ネットワークおよびフリー Wi-Fi の 2 種類のネットワークを用途に応じて使用可能となっており、原則学内のどこからでも自分のノートパソコンで学修ができる環境を整えている。また、Microsoft365 を導入したことで、Forms を活用した即時フィードバックを行う双方向型授業や Teams を活用した資料共有・共同編集を伴うグループワークなど、ICT を活用することにより教室を問わず、インタラクティブ授業やアクティブ・

ラーニング授業が展開できる教育環境となっている。

その他設備として、3 室の情報処理演習室の他、各主要教室にプロジェクタ、スクリーンを整備し、パワーポイントや DVD などの視聴覚資料を用いた講義を行い、教育課程・実施の方針に基づく学修成果の獲得に寄与している。さらに、実習室 122 には学生の作成資料や調理の様子をネットワークで共有可能なデジタルホワイトボードと調理中の手元を映す書画カメラを備えるなど、実施される教育の特性に合わせた視聴覚機器の導入も進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

令和 4 年度新入生からパソコンの必携化を開始し、令和 6 年度には全学年の学生が自身のノートパソコンを所有する状況で 2 年目を迎えた。新型コロナウイルスの影響もあり、入学前から ICT 機器操作に親しむ学生が増えたことで、入学時点での学生の ICT スキルは従前の学生よりも高い印象があり、必携化の意義も学生に浸透していると言える。令和 6 年度末に行われた「学生のパソコン活用状況および ICT スキル習得に関するアンケート」では、短期大学の回答者の 3 割強が大学での学習等を通じて「ICT スキルが非常に向上した」と回答しており、入学後、さらにスキルを伸ばす教育が提供できていると言える。一方で、以前より指摘がある教員間での ICT スキルの差に引き続き課題が見られる。今後は、大学として理想とする ICT 教育のビジョンを学内で共有するとともに、学生と同様の調査を教員にも実施し、そのビジョン達成に向け教員への ICT スキル向上のための支援・取り組みを展開していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適切である。
- ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人全体の資金収支差額(支払資金の増減額)は、令和4年度は61,912千円、令和5年度は136,794千円、令和6年度は48,537千円となった。

事業活動収支差額は、令和4年度は47,492千円、令和5年度は△21,684千円、令和6年度は△152,004千円となり、事業活動収支差額比率は、令和4年度は1.7%、令和5年度は△0.8%、令和6年度は△5.7%になり、2年連続の支出超過となった。

貸借対照表は、特定資産の総額が、令和4年度は41億7,984万円、令和5年度は41億7,997千円、令和6年度は41億8,214千円を計上している。流動資産の現金預金は、令和4年度は18億4,295万円、令和5年度は19億7,974千円、令和6年度は

20億2,828万円を計上している。負債額については、総負債比率が、令和4年度は6.3%、令和5年度は6.2%、令和6年度は7.7%となっており、借入金はない。令和6年度の負債額の内訳は会計上の見積りである固定負債の退職給与引当金が41.3%、収益性負債である流動負債の前受金が32.6%、貨幣性負債である未払金が20.7%、預り金が5.4%となっている。流動比率は、令和4年度は392.5%、令和5年度461.0%、令和6年度は378.2%と継続して200%を超え、資金繰りにも問題なく、健全な財務状況を示している。（一般に金融機関等では200%以上であれば優良とみなしている。）

短期大学の事業活動収支差額は、令和4年度は△89,038千円、令和5年度は△102,228千円、令和6年度は△110,843千円となり、8年連続で支出超過となった。

前述のとおり、学校法人全体では、借入金はなく、令和6年度決算において、翌年度繰越支払資金20億2,828万円を有し資金繰りに問題はない。しかしながら、この状態がさらに続けば健全な財政状態もいずれは悪化するため、早期に改善し向上させる必要がある。

退職給与引当金については、将来の退職金の支給に備えるために、公益財団法人私立大学退職金財団へ加入し、期末要支給額の100%を基にして掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上しており、目的どおりに引き当てられている。

資産運用については「青森田中学園資産運用規程」に基づいて適正に行われ、ほぼ全ての資産は銀行預金による元本償還が確実な方法で行われている。株式による運用は本学園の取引銀行である地域金融機関の株式に限定したものであり、国債の購入については理事会、評議員会に購入経緯を説明し、承認を得ている。

経常収入に対する教育研究経費の割合は、直近5年間を見ても、学校法人全体で34%～38%台で推移し、短期大学においても、令和4年度は40.5%、令和5年度は38.6%、令和6年度は34.3%と教育研究経費への資金配分は適切に行われている。

教育研究用の施設整備及び学習資源については、令和4年度は正門リニューアル工事を行い、ランニングコスト削減および地球環境に配慮した地下水熱を利用した融雪設備工事を実施し教育環境等の整備を図った。令和5年度は、複数の講義室で映像・音響機器の更新を行い、非常用発電設備を導入し災害等に対応できる環境を整えた。令和6年度については、学生寮・大講義室・大学院・専門学校・カフェテリアがある学術交流会館の外壁等の大規模な改修工事を行い、昨年度に引き続き複数の講義室で映像・音響機器の更新を行った。

こうした教育環境整備及び教育の質保証の向上、学生サービスの充実等のために、適切な予算配分、無駄のない予算執行等を実施してきた。

決算処理後の公認会計士による監査報告では、計算書類が学校法人会計基準に準拠して、会計年度の経営の状況および財政状態を適正に表示していると認められ、特別な監査意見はない。

寄付金の募集及び学校債の発行について、学術研究の助成を目的に受け入れる「奨学寄付」を募集している。収入における学納金の割合にも限度があり、今後は寄付金収入および外部資金の獲得を増加させる取り組みを継続実施していく必要がある。な

お、学校債については発行していない。

短期大学の過去3年間の5月1日現在の入学定員充足率は、令和4年度は57.5%で学科別に食物栄養学科70.0%、幼児保育学科50.0%、令和5年度は68.5%で学科別に食物栄養学科81.6%、幼児保育学科57.1%、令和6年度は60.0%で学科別に食物栄養学科76.7%、幼児保育学科45.7%であった。幼児保育学科は令和5年度の入学定員減により充足率に一旦は回復の兆しが見られたが、令和6年度は定員変更前よりも低い充足率となり、厳しい状況が続いている。

短期大学の過去3年間の5月1日現在の収容定員充足率は、令和4年度は62.8%で学科別に食物栄養学科81.6%、幼児保育学科51.5%、令和5年度は61.7%で学科別に食物栄養学科74.2%、幼児保育学科52.9%、令和6年度は63.5%で学科別に食物栄養学科77.5%、幼児保育学科51.4%であった。令和6年度は低下傾向が続いていた全体の収容定員充足率が令和4年度よりも高い値まで回復した。

18歳人口が減少する中、四年制大学志向や大都市圏への一極集中の再加速などから、年々学生数が減少し定員未充足の状態が続いているため、入学定員充足率および収容定員充足率は決して妥当な水準とは言えない。それが顕著に財務に表れている。

その結果、短期大学の事業活動収支差額比率は、令和4年度は△23.3%、令和5年度は△28.1%、令和6年度は△30.1%となり、8年連続マイナスとなった。

学校法人全体としては「青森田中学園中期経営計画（2021年～2025年）」「青森田中学園中期経営計画 2024年度重点事項」、短期大学では「第二期中期計画こぶしの花プラン」に基づき、毎年度の事業計画と予算を決定している。具体的には、事務局長が中心となり、各委員会から提案される事業計画を、各委員会の構成員となっている事務局職員を通して各課が集約し、事務局担当次長と各課長と協議し、最終的に次長・課長会議において調整を行い作成している。結果として、作成された事業計画や予算は関係部門の意向が集約されたものとなっている。

最終的に理事会で決定された事業計画は、年度始めに開催される辞令交付式・学園研修会において全教職員に提示される。予算の執行に関しては担当次長及び課長が把握しており、事業に係る支出の都度、稟議書や支出何書が教職員から提出され、担当次長及び課長は予算との照合を行ったうえで経理責任者である総務管理部長を経て理事長が承認している。

日常的な出納業務は円滑に実施し、資産の取得状況および預貯金の出納に関しては、月次試算表として総務管理部長を経て理事長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用については、学校法人会計基準に基づき正確かつ迅速に資産等の管理台帳、資金出納簿等に記録し、不明な点や判断が難しい場合は公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団等に相談し対処している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2の現状＞

短期大学は、将来ビジョン「情熱あふれるプロフェッショナルを輩出し、ともに地域といきる大学」を掲げ、学内外に表明している。

また、大学経営全般を「長期的」「総合的」視点で捉え、さらに着実な実行に向けて財政・人材を「計画的」に備えることを目的に、「中期計画こぶしの花プラン」を策定し、実行している。この「こぶしの花プラン」は部局長会議・教授会・学科会議等で進捗状況を確認するとともに、年度ごとに進捗状況を PDCA シートにより振り返ることで、PDCA サイクルを確立している。この中期計画を基盤として、18 歳人口の減少に耐えうる「学生確保のため・質保証のため」の短期大学運営について検討している。加えて、「中期計画こぶしの花プラン」の実施に必要な経費等を補助する目的で、学長裁量経費の中に「中期計画実行費」を置き、確実な計画の実行に向けた体制を構築している。

学生募集対策としては、法人組織に入試広報センター、キャリア支援センター、学習支援センター、地域連携センター、基幹教育センターなどの学園全体を統括する部署を組織しており、短期大学に設けられた入試広報委員会、学務委員会、地域社会活動委員会等と連携して、学園全体として学生募集、キャリア支援、学生活動支援、教職員の地域貢献などをバックアップする体制となっており、総合的な実行計画の立案により、効率的に成果があげられるように運営されている。

また、学生募集戦略を徹底的に見直し、志願者の増加を目指し、社会人や留学生など、多様な学生を受け入れ体制を整備・検討してきた。18 歳人口の減少をふまえ、離職者等再就職訓練事業の長期高度人材育成コースの募集に力を入れ、令和元年度の入学者は 13 人、令和 2 年度の入学者は 12 人、令和 3 年度の入学者は 13 人、令和 4 年度の入学者は 5 人、令和 5 年度の入学者は 12 人、令和 6 年度の入学予定者は 12 人と一定の成果を上げている。

令和 5 年度から、専攻科福祉専攻では、学生確保と地域の介護人材の担い手確保を目的とし、青森市内にある社会福祉法人和幸園と連携して新たな取り組みを開始した。この取り組みは、当該法人で保育士として勤務する職員を本学の専攻科学生として受け入れ、働きながら 1 年で介護福祉士を取得できるようにするもので、初年度は 5 名、2 年目である今年度は 3 名の職員の受け入れを行った。しかしながら、依然入学者の状

況は厳しく、今後のあり方について慎重に検討を重ねた結果、令和 7 年度以降の学生募集を停止するという決断に至った。

人事計画については、設置基準、養成施設として必要とされる教員確保を念頭に年齢構成のバランス、将来的な人件費の推移を考慮しながら進めている。

施設設備の将来計画については、10 年後のキャンパスの理想像を掲げ、計画的に整備を進めていくことを目的に令和 2 年度にキャンパスグランドデザインプロジェクトを立上げ、10 年間のキャンパス整備の指針を示す、「キャンパスグランドデザイン」を策定した。このグランドデザインに基づくキャンパス整備の第一弾として、令和 3 年度には、正門付近の整備に着手することが決定し、令和 4 年度は正門リニューアル工事を行った。この工事では、学園の顔である正門に建学の精神のモニュメントの設置したほか、ランニングコスト削減および地球環境に配慮した、地下水熱を利用した融雪設備を新設した。令和 5 年度は歩行者に配慮した安全なキャンパスを実現するため、駐車場の動線の再整備を実施したほか、本部棟西側エリアの使い方とアプローチについて検討を重ねた。令和 6 年度は本部棟西側エリアに歩道を整備し、機能性とデザイン性を兼ね備えた風除室を新設工事した。

外部資金の獲得については、併設する青森中央学院大学と共催で外部資金獲得研修会を実施し、教員に対して積極的に科研費の獲得を促している。また、「私立大学等改革総合支援事業」や「私立大学経営集中支援事業」の外部資金獲得に向けて、学長を中心として積極的な改革を組織的に取り組んでいる。なお、遊休資産については保有していない。

短期大学の人件費比率は、令和 4 年度は 74.3%、令和 5 年度は 80.4%、令和 6 年度は 87.3%で全国平均値よりも高めであると言える。{参考：日本私立学校振興・共済事業団 令和 6 年度版今日の私学財政 P.630 より}は 66.8%である。}

人件費依存率では、令和 4 年度は 139.1%、令和 5 年度は 157.7%、令和 6 年度は 190.2%と高い数値である。{参考：同上、平均は 90.4%である。}

学校法人として、法人本部、青森中央学院大学および青森中央短期大学の事務局を一元管理していることから、情報の共有、業務運営の効率化、実行の迅速化を図るとともに、危機意識を共有することができる。

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報および経営情報は本学ホームページに掲載して公開している。

学校法人全体の「日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については平成 30 年度から続いた「A3」の正常状態から令和 6 年度は「B0」のイエローゾーンの予備的段階となった。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

法人全体の経営は安定しているものの、18 歳人口の減少、四年制大学志向などにより、短期大学の定員は充足していない状況が続いている。また、全国的な短期大学を取り巻く状況の悪化により、令和 4 年度以降、全国で続々と募集停止を決断する短期大学が出てきている。本学においても、永続的で持続可能な大学経営の観点から、幼

児保育学科の入学定員を令和 5 年度入学生より 100 名から 70 名と変更したが、令和 5 年度、令和 6 年度とも定員を充足することができなかった。そこで、今年度は、令和 7 年度以降入学者より、食物栄養学科は 40 名、幼児保育学科は 35 名とさらに入学定員を変更することを決定した。このように、適正な定員設定と募集戦略について、毎年検討・見直しを行ってはいるものの、入学定員未充足の状態が常態化している。引き続き、外部環境要因の的確な把握と、情報収集・分析を行い、あらゆる角度から検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

1. 本学において、中・長期視点に立って物事を計画・立案できる教職員を育成するため、教職員対象とした「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に関連する SD 研修会を実施する。
2. 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、広い教室の配置・座席指定により、後部座席の学生がホワイトボードやスクリーンが見えづらいという課題について、教室の中間にモニターを設置していくことを検討していく。また教員に対してはホワイトボードに書き込む際の文字の大きさについて、年度初めに注意喚起を行っていく。
3. ICT 化を進めることにより、特に入学当初は必ずパソコンに不慣れな学生やパソコンの不具合が発生することが予想されるため、空き時間や放課後にサポートデスクの時間を設けるなどして、ICT を活用することに乗り遅れる学生が出ないよう支援していく。さらに、随時学生より ICT に関する質問や疑問等を受け付けるフォームを作成し、トラブル等に対応できる体制を整えていく。

【改善計画の実態状況】

1. 令和 4 年度、教学マネジメント委員長より「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に関する SD 研修会を実施できた。
2. 令和 4 年度、本部棟 4 階・5 階、233 教室、711 教室、921 教室等、大教室の中間にモニターの設置が完了した。
3. ガイダンス初日の夕方から放課後にかけて、ICT 活用により乗り遅れる学生が出ないようサポートデスクを設けたが、質問の内容が多様であることに加え、各設置校から多くの学生がサポートデスクに殺到したため、常駐していたスタッフだけでは捌ききれなくなった。質問フォームを設けたが、実際に活用した学生はほとんどいなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生 FD スタッフは、学科で 5 月に選任、学長より 6 月に任命した後、担当教員より丁寧に役割について説明し、学生が効果的に活動できるような研修会や説明会等をセットしていく。

教育 DX の推進については、オンライン授業やオンデマンド授業のみならず、デジタル証明書などの可能性についても検討していく。

パソコン必携に関する新入生の理解度不足を解消する方策として、合格者へ郵送する資料にチェックシートをつけ、チェック時点で不足していることがないかをチェックしてもらうよう働きかける。また、入学式時に配布する資料では、操作手順を画像付きで通知し、本人・父母等にわかりやすくアプリケーションのダウンロード等を実施してもらう工夫をする。

学生募集戦略として、多様な学生を受け入れるための制度整備などの中・長期的なものから、新たな資格取得のための講座を開設準備にとりかかり、魅力ある学科として広報することで、短期的で即効性のある募集も展開する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、法人本部長を兼任し学園の財務を担うとともに、短期大学幼児保育学科教授を兼務しており、経営面および教学面からも、本学園が創立から築いてきた建学の精神・教育理念を尊重するとともに、適切かつ強いリーダーシップを発揮し、学園運営の責任を担っている。法人の最高意思決定機関である理事会は、短期大学学長も構成員となっており、法人と教学が一体となった迅速な意思決定と教学運営を実現している。特に令和 5 年度は、本学の現状と IR による今後の見通しに基づき、令和 7 年度より、専攻科福祉専攻（介護福祉士 1 年課程）の廃止と、食物栄養学科及び幼児保育学科の定員減を決定した。

理事長は、毎年 3 月に開催される理事会・評議員会において意見を聴取し、次年度の「中期経営計画 2024 年度重点事項」を決定している。そして、毎年度始めに開催する辞令交付式および学園研修会の冒頭において、建学の精神に基づいた重点事業を

説明した上で、当該年度の具体的な事業計画を提示しており、学園全体の運営に関して理事、評議員、全教職員が共有できる管理運営体制が確立している。結果として、寄附行為第 12 条に定める「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」を実現しており、権限の一元化が図られている。

理事長は、寄附行為の定めに従い、会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受け、5 月下旬に開催する理事会の議決を経た決算および事業の実績を議決している。理事会後に実施される評議員会では、理事会で決議・報告された内容について審議・報告し、評議員の意見を求めている。

理事会は寄附行為第 16 条に基づき、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は理事長が招集し、開催にあたってはその議長となり、学校法人の業務の最終的な意思決定機関として適切に運営されている。

理事会は認証評価の重要性を認識しており、短期大学の運営方針や課題等は、理事である学長から理事会に報告されている。また、学内外から収集された情報は、短期大学発展のため、次年度の学園重点事業に反映され、年度始めに行う学園研修会において、全教職員に向けて伝達している。

理事会は、短期大学のみならず、設置校全般の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人運営および短期大学の運営に必要な規程を整備するとともに、諸規程の制定や変更などがあれば理事会に諮り、決議を行っている。

理事は、寄附行為第 6 条に定める理事定数は 8 名以上 10 名以内となっており、令和 7 年 3 月 31 日現在の理事総数は 9 名となっている。理事は建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および識見を有している者から選任されている。選任区分による内訳は、私立学校法第 38 条第 1 項に基づく寄附行為第 6 条第 1 項 1 号理事（青森中央学院大学の学長）並びに 2 号理事（青森中央短期大学の学長）の兼務者 1 名、3 号理事（青森中央経理専門学校の校長）1 名、私立学校法第 38 条第 1 項第 2 号に基づく寄附行為第 6 条第 1 項 4 号理事（評議員のうちから評議員会において選任した者）2 名、私立学校法第 38 条第 1 項第 3 号に基づく寄附行為第 6 条第 1 項 5 号理事（学識経験者のうち理事会において選任した者）4 名となっており、法令に基づき適切に構成されている。理事会への理事の出席率は高く、5 回の平均出席率は 9 割を超えている。

また、欠席時には寄附行為第 16 条第 10 項により、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示を行っている。

また、私立学校法第 38 条第 8 項に基づき、「寄附行為」第 11 条には役員解任について規定している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長は、18 歳人口の減少、四大志向による志願者の減少、県外流出の傾向等から、1 年課程の廃止と 2 学科の定員減に踏み切った。本学は地域の要請に応える短期大学と

して、これ以上の定員の減少は許されないと考えており、令和 7 年度入学生の定員確保について、素早く手を打ち対策を講じる必要がある。

理事会については、教学面から要望される案件に対しても迅速に対応し、高等教育機関を取り巻く環境の変化に即応できる体制を維持し、寄附行為に基づき適正に運営されており、特に問題はない。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学修成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続きを定めている。
- ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
- ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は教学運営の責任者として、その権限と責任において、教授会の審議事項また

は報告事項に対しての意見を参酌し、最終的な判断を行っている。

学長は、大学運営の識見を有し、建学の精神、教育の理念・目標について、学生に対し、学長講話・学校行事などで直接語り、周知に努めている。父母等に対しては、後援会総会・教育懇談会の際に丁寧に説明し、本学の教育方針を理解いただくよう努めている。なお、教員に対しては、新年度を迎える前に開催する教員研修会において、青森中央短期大学の目標と方策を表明するとともに、教育基本法第7条（大学）、学校教育法第83条（大学）、同第108条（短期大学）、私立学校法を提示し、短期大学の法的な位置づけを再確認することで、存在目的を明確に示している。

学長は、学生募集に向けた学科の構造的な改革の提案、教員の研究推進、大学間連携など、教育環境の変化、社会環境の変化にスピード感を持って対応し、教学運営全般にわたってリーダーシップを発揮している。

学生に対する懲戒については、「青森中央短期大学学則」第73条に定義として明記するとともに、その手続きは「青森中央短期大学学生の懲戒等に関する規程」を定めている。

学長は、「青森中央短期大学学長選考規程」に基づき、法人理事会において設けられた学長候補者選考委員会が決定した学長候補者を、教授会に報告するとともに理事会に答申し、理事会において決定されている。

教授会は「青森中央短期大学学則」第9章および「青森中央短期大学教授会規程」に基づき、臨時開催の場合を除き毎月1回定例で開催されている。なお、併設大学と合同で審議する事項がある場合の規程については、該当する事項がないため、規程は有していない。

教授会は学長が議長となり、短期大学の審議事項については、教授会規程第3条に基づき、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項および前各号に掲げるもののほか、学長裁定に関する事項を定めており、構成員から意見を聴取した上で最終的な決定を行っている。教授会の構成員は、教授会規程第2条第2項により、学長、学科長および学科の専任教授、職員より法人本部長、事務局長、事務局次長と定められている。さらに学長が必要と認めた場合は、准教授および講師その他職員を加えることができるとし、准教授および事務局課長が出席しているため、教育研究組織と事務組織の連携が図られている。これにより、審議の円滑な進行や決定事項の迅速な実行につながっている。議事の内容については教授会規程により、議事録として作成され保管されている。また、教授会案件の整理や各部門間の校務運営上の調整を行う機関として理事長、学長、学科長、各委員会委員長、事務局長、事務局次長などを構成員とする部局長会議が設置されており、建学の精神に基づく学修成果および三つの方針の検証、将来構想に関する学長からの答申事項や短期大学運営全般に関する諸事項の検討も行われ、その結果が教授会に反映されている。さらに、教学面の公務を分掌する各種委員会が設置され、校務運営に関する提案事項が協議されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は、部局長を中心とした教職員の提案・助言に耳を傾け、短期大学の向上・充実のための方策を1つずつ解決している。

令和6年度入学生より3つのポリシーを見直し、学修成果を新たに策定したため、アセスメントプランに基づき、適切に運用されているかを今後検証していく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

令和6年度より山田順子学長（元弘前大学大学院保健学研究科副研究科長兼元弘前大学医学部副学部長）が就任した。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は寄附行為第5条に基づき2名を選任している。

監事は理事会・評議員会に出席し、不明な点について質問するなど、法人の業務状況や理事の業務執行状況を把握し、監事としての視点、見地から意見を述べている。

また、常設の監査室で、期中監査を実施するとともに、毎年3月には当該年度の予算執行状況による補正予算および次年度予算の編成状況についても監査し、直後の評議員会で諮問し、理事会で決定している。

監事は財産の状況について毎年5月に当該年度の会計監査を行い、私立学校法および「寄附行為」の規定により、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出している。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

寄附行為第 19 条により「評議員会は、17 名以上 21 名以内の評議員をもって組織する。」と定められており、令和 7 年 3 月 31 日現在、理事総数 9 名に対して評議員総数は 19 名となっており、理事総数の 2 倍を超える評議員で適切に組織されている。評議員の選任については寄附行為第 23 条により次頁のように規定されている。

第23条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4 名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 名以上 6 名以内
 - (3) 評議員から選任された理事以外の理事のうちから、理事会において選任した者 3 名以上 4 名以内
 - (4) 学識経験者又は本法人の功労者で、理事会において選任した者 7 名
2. 前項第 1 号及び第 3 号に規定する評議員は、それぞれの地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

現在の評議員の内訳は 1 号評議員 4 名、2 号評議員 4 名、3 号評議員 4 名、4 号評議員 7 名となっており、適切な構成となっている。4 号評議員の選任にあたっては、弁護士、医師、元高等学校長、地域団体代表も含まれており、学園運営に対して幅広い意見が反映される組織構成となっている。

私立学校法第 42 条の規定に従い、寄附行為第 21 条に定められた事項について、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められており、理事会前には必ず評議員会を開催し（決算に関する理事会を除く）、意見を求めている。毎年度 3 月に開催される評議員会においては、当該年度の補正予算、次年度の事業計画、予算について意見を聞いている。令和 6 年度は 4 回評議員会が開催されており、毎回、学園の運営状況に関しても詳細に報告し現状を把握してもらい、短期大学を含めた学園の将来計画に関する意見を求めている。欠席評議員においても事前に「議案についての意思表示」を提出しているため、出席状況は、4 回の評議員会で 100%となっており、学園運営に関して理事長に意見を述べる諮問機関として適切に機能している。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公表・公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学園では、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を本学ホームページに公表している。また、私立学校法の規定に基づき、高い公共性と社会的責任を果たすため、財務情報も本学ホームページで公表・公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事は寄附行為の規定に基づき適切に業務が遂行され、また、評議員会も役員の諮問機関として適切に運営されているため、本学のガバナンス体制は確立されている。私立学校法が改正されるが、今後とも寄附行為、その他の規定に基づき遵守していく。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実態状況

1. 現在、久保薫学長の急逝に伴い、理事長が学長代行を務めているが、建学の精神を理解し、適切な学校運営ができる人物の人事を行っている。
2. 短期大学の定員確保は年々厳しさを増し、特に地方にあって加速する18歳人口の減少と四大志向、それに追い打ちをかけるように、新型コロナウイルスの世界的な流行等、短期大学が抱える課題も増加していることから、より一層迅速な経営判断が必要となる。

【改善計画の実態状況】

1. 令和6年4月より、山田順子氏を新たな学長として選任し、理事会で決議した。
2. 令和5年度より幼児保育学科の定員を100名から70名へと変更したものの、定員確保は依然として厳しい状況であったため、令和6年度での専攻科福祉専攻の廃止、令和7年度入学者より、食物栄養学科の定員を60名から40名へ、幼児保育学科の定員を70名から35名へと変更することを理事会で決議した。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学は、入学定員確保が最も求められている改善課題であり、学生募集活動のありかたの検証、その具体化と展開の実施に努めていく。

私立学校法の改正に伴い、令和7年（2025）年度以降、理事会、評議員会、監事等の位置づけ、役割等が大きく変わることから、学校法人運営の根幹となる寄附行為の見直しを適切に図ることとし、理事長及び学長のリーダーシップが発揮できるよう、各学科や事務局との連携を強化していく。

